

## ア 設置の趣旨及び必要性

### 1. 設置の理由と必要性

創価大学（以下「本学」という）は、グローバル化の加速に伴いかつてない変化をしている国際社会を牽引する創造的「世界市民」(Global Citizenship)を養成するために、「平和で持続可能なグローバル社会の構築」に関する高度な研究の推進と、その研究成果に基づいた教育プログラムの実施を趣旨とする大学院修士課程「国際平和学研究科」の設置が必要であると考えるに至った。

昭和 46 年の創立以来、本学は「創造的人間」をその人材像に掲げ、社会に必要な価値を提供するための「知力」と「人間力」を備えた人材の養成に努めてきている。平成 22 年に本学は、創立 50 周年（平成 32 年）に向けた 10 ヶ年発展計画「創価大学グランドデザイン」を策定し、グローバル化に対応した大学教育の国際化を重要な戦略的目標と位置づけ、各種の制度的改革に着手した。本学の積極的な国際化推進の取組は、平成 24 年の「グローバル人材育成推進事業（特色型）」（現「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援事業」）、続いて平成 26 年の「スーパーグローバル大学創成支援事業（タイプ B）」（以下「SGU 事業」という）に採択され、本学は全学的な国際化の取組を加速させてきた。特に、本学の SGU 事業の取組では、創造的「世界市民」を育成する「人間教育の世界的拠点」構築を構想目的と定め、平和で持続可能な社会のあり方を探求する研究を推進し、グローバル化に伴う複雑な社会的課題の解決に取り組む人材を養成する学部・大学院プログラムの開発・設置を計画している。

平成 26 年 4 月に本学は、全学的に推進してきた国際化の成果を踏まえ、「国境を越えた諸課題の理解・分析と、それらの課題に対する創造的な解決方法の提示」を教育・研究上の目的に据え、全ての学部専門科目を英語で実施する国際教養学部を、既存学部と共有する校地・校舎に開設した。本学部は、創造的「世界市民」の基盤的能力としての「国際教養」を、①人文・社会科学にわたる学際的知識、②グローバル社会で通用する高度な英語運用・コミュニケーション能力、③異文化理解力、④国際社会の平和と繁栄を目指すグローバル・マインド、⑤創造的な問題解決能力、という五つの能力と定め、これらの能力を備える人材の養成を進めている。英語による授業履修のみで卒業を可能とする国際教養学部の開設は、本学が提供する学士課程教育プログラム全体の国際的通用性と質保証の向上をもたらしている。

本学の大学院修士課程「国際平和学研究科」の計画は、本学の世界市民教育の内容と手法をさらに高度化するために、国際教養学部が初めての卒業生を輩出する平成 30 年 3 月の時期に合わせて同年 4 月に、既存学部と共有する校地・校舎における開設を目指している。上述のとおり、本学の国際教養学部のカリキュラムは、グローバル化に対応する基盤的な学術的素養として、人文・社会科学分野にわたる学際性の養成を強調し、2 年次後期に「歴史・

文化」「政治・国際関係」「経済・経営」の各分野の導入科目（各4単位）を必修科目として設置し、さらに3，4年次には3分野からそれぞれ8単位以上の専門科目を履修することを卒業要件として求めている。しかしながら、グローバル化に伴う社会問題の原因は、複合的であると同時に技術的でもあり、その問題解決のためには、学際的な学びと同時に高度な専門性も要求している。本学の大学院修士課程「国際平和学研究科」は、グローバル化に伴い生ずる問題の解決のために、国家間の紛争の原因を扱う「国際関係論」と、非国家主体も含めた様々な形態の矛盾・対立を扱う「平和学」を含む「国際平和学」を中心的な研究対象とし、各分野で実現可能な具体的政策や施策を構想できる学識を備えた高度の専門的職業人の養成を目指す。（資料1参照）

## 2. 養成する人材像

本学の大学院修士課程「国際平和学研究科」は、グローバル化が進展する社会が求める高度の専門的職業人材の養成を目的として、本学が推進してきた学部教育の国際的通用性と質保証の成果を基盤に、特に平成26年に開設した国際教養学部のカリキュラムを基礎として連動し、「国際関係論」と「平和学」の両分野を包括する「国際平和学」を対象とした研究と教育を行う。入学定員は16名とし、本研究科設置に伴い国際公募を通じて採用した新任教員4名を含めて8名の専任教員と、本学の他大学院の兼任教員1名により、グローバル化を深める社会が直面する具体的な諸課題に対する政策構想力と提言力を涵養する少人数教育を実践する。「国際平和学研究科」の修了者は、多様な価値観に対する寛容の態度と同時に自らの価値観の確立を両立させ、「国際関係論」と「平和学」の両分野における高度な学識とスキルを用いて、国内外の企業や政府・非政府機関における各自のキャリアを通じ、「平和で持続可能なグローバル社会の構築」に寄与する高度の専門的職業人材となることが求められる。

「国際平和学研究科」は、必修科目として「International Relations Theory（国際関係の理論）」（4単位）と「Peace and Global Citizenship（平和・世界市民論）」（4単位）を設置し、社会に必要かつ健全な価値を提供するという視座から、急速なグローバル化が進展する今日の国際社会の問題を社会科学的に分析するスキルを持った人材を養成する。必修科目「International Relations Theory」では、グローバル社会を構成する基礎的な単位としての国家に着目し、国家間の紛争の原因と利害調整のメカニズムを主要な研究対象として、国際関係論の諸理論を学ぶ。一方、「Peace and Global Citizenship」科目では、非国家主体まで含めた社会の葛藤・対立・紛争を分析対象とする平和学の諸理論を学ぶ。紛争の主体が国家であるか非国家主体であるかに関わらず、各種の紛争の解決が目指す平和と言う状態は多義的な概念であり、その定義自体が異なる文化や価値観の間に葛藤をもたらしてきた歴史と現実がある。その一方で、高度に専門化・細分化された技術のグローバル化が社会にもたらす正負のインパクトを制御するには、社会的・組織的に何らかの共通の視座の設

定も不可欠である。「Peace and Global Citizenship」科目は、このようなジレンマの多い課題解決へ向けた共通の視座を Global Citizenship（世界市民）という概念に求め、他者との開かれたコミュニケーションを通じて、共通の価値基盤を導き出していける人材を、平和学の諸理論の学修を通じて養成する。

「国際平和学研究科」の選択必修科目には、「国際関係論」と「平和学」の両研究分野で設置されてきた主要な科目を開設し、学生は両分野の選択科目の履修を通じて、グローバル化に伴い生じている様々なアクター間の対立・紛争の原因と、その解決への視座と具体的方法に関する高度な学識を修得する。「国際関係論」分野の選択科目には、外交関係・グローバルガバナンス・国際政治経済体制・途上国開発の観点から国家間紛争を分析する科目群を配置する。これらの科目を履修した学生は、国家間紛争の原因と解決に関わる歴史・制度・技術についての学識を得て、国際機関や行政機関、または非政府組織において、広く紛争の解決や紛争後の復興に関連する高度の専門的職業に従事できるスキルを養成する。「平和学」分野の選択科目には、非国家主体間の多様な社会的葛藤・対立に注目する観点から紛争解決学・人間の安全保障・人権とジェンダー等を主題とする科目を配置する。これらの科目を通じて学生は、広く社会的紛争の解決に関わる思想と制度の展開についての学識を得て、国内外の企業・行政機関・非政府組織等において、多様な利害の対立から生じる社会の諸問題に対し、実現可能な具体的政策や施策を構想するスキルを養成する。

本学の「国際平和学研究科」が組織として研究対象とする学問分野は、国際関係論と平和学がそれぞれ研究対象としてきた社会的課題を広く含むが、それらの諸課題の分析のレベルを国家間関係と非国家主体間の課題に分ける従来の手法に留まらず、グローバル社会に生じる社会的葛藤や対立の原因と解決方法を、国家主体と非国家主体双方の視点から捉え直し、それらの諸課題解決への総合的・創造的な視座＝Global Citizenship を持つ人材の養成を目指すところに特徴がある。したがって、必修科目群・選択必修科目群の履修を通じて、国際関係論と平和学の基盤的かつ体系的な理論の学修に加えて、本研究科の課程の修了には、「Seminar I (Research Design)」(1年後期)、「Seminar II (Research Conduct)」(2年前期)、「Seminar III (Master's Thesis)」(2年後期)の必修科目群(各2単位)履修を通じて作成した学術論文を発表し、グローバル社会が直面する具体的な社会問題について Global Citizenship の観点から創造的な政策・施策を提示して、研究科の定める基準と手続きによる審査に合格することが求められる。この論文作成過程を通じて、各分野のより高度な理論研究に関心を得て、研究者養成の進路を希望するに至った学生には、本学に設置する他の文系大学院の博士後期課程や、国内外の他大学の同様の課程への進学を指導する。

#### イ 修士課程までの構想とする理由

本学の「国際平和学研究科」は、グローバル化が進展する社会が求める高度の専門的職業

人の養成を主目的とする修士課程までの構想とする。本研究科の修了者がさらに高度な専門分野における研究者を目指す場合、本学の既存の文系大学院の博士後期課程の各専攻（経済学・法律学・英文学・社会学・教育学・人文学）または国内外の他大学の博士後期課程への進学を予定する。「国際平和学研究科」の研究・教育は、具体的な社会的課題解決のための学際的アプローチを特色としており、より高度な理論研究を求める場合は、伝統的に確立された学問分野の博士後期課程において研究を継続することが適切である。本研究科の研究対象の基礎となる国際関係論と平和学の両分野も既に学際的アプローチを特徴としており、それぞれの分野を研究対象とする国内外の大学院でも修士課程までの設置をしている例が多い。本学の「国際平和学研究科」もそれらの例に倣い、修士課程までの構想とする。

## ウ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

### 1. 研究科・専攻の名称

国際平和学研究科 School of International Peace Studies

国際平和学専攻 Division of International Peace Studies

修士課程 Master of Arts Program

### 2. 学位の名称

修士（国際平和学）

Master of Arts in International Peace Studies

### 3. 当該名称とする理由

本学の「国際平和学研究科」の名称は、「人類の平和を守る要塞（フォートレス）たれ」との建学の精神の下に本学が全学的に追求してきた教育・研究上の成果を、大学院プログラムとして高度化する趣旨を端的に表す名称である。この名称は、グローバル化に伴う各種の社会的問題の研究を通じて、異なる文化的背景を持つ人々との間に共有できる価値を追求する本研究科の目標（国際平和）を示している。

学位については、本研究科の研究対象分野が、グローバル化の進展に伴う国家間関係と市民社会間関係の境界のボーダーレス化に対応して、国家間の紛争を研究対象とする国際関係論(International Relations)と非国家主体を主要な研究対象とする平和学 (Peace Studies) の従来の分断を超えて、より普遍的な理念とより広範な問題分野を含んだ学際的研究を目指すことから、国際平和学 (International Peace Studies) の名称を用いている。

本学は、昭和 51 年に開設した平和問題研究所を通じて、国際平和学会(IPRA)・日本平和学会における研究活動に継続的に参加し、またブラッドフォード大学 (英国)、オタゴ大学 (ニュージーランド)、ジョージ・メーソン大学 (米国)、タマサート大学 (タイ)、慶南大学 (韓国) 等の大学院の平和学・紛争解決学分野の研究課程との研究交流も重ねてきた。こ

これらの研究活動・交流を通じて国際平和学（International Peace Studies）の研究対象分野が、本学の「国際平和学研究科」の研究対象分野としてふさわしいと認識している。

さらに、国際平和学（International Peace Studies）の学位名称は、海外大学院（例えばノートルダム大学（米国）、トリニティカレッジ・ダブリン（アイルランド）等）、および国内大学院（国際大学）で既に用いられており、また同名の科目は国内外の多くの学部・大学院課程で開設されていることから、同学位名称は十分に国際的通用性を有していると考える。

## エ. 教育課程の編成の考え方及び特色

本学の大学院修士課程「国際平和学研究科」は、前項アにおいて述べたように、本学が推進してきた学部教育の国際的通用性と質保証の成果を基盤に、特に平成 26 年に開設した全ての学部専門科目を英語で実施する国際教養学部のカリキュラムを高度化させて、従来の国際関係論研究と平和学研究が対象としてきた国家・非国家主体間の様々な形態の紛争・社会的葛藤についての研究と教育を行う。その教育課程では英語を教育言語として使用し、学生個人個人のレベルにおける政策構想力と提言力の涵養を重視して、少人数教育を実践する。その教育課程を通じて「国際平和学研究科」は、多様な価値観に対する寛容の態度と同時に自らの価値観の確立を両立させる Global Citizenship の視座を涵養し、さらに当該研究科において修得した国際平和学研究分野における高度な学識とスキルを用いて、国内外の企業や政府・非政府機関で得た各自のキャリアを通じ、「平和で持続可能なグローバル社会の構築」に寄与する高度の専門的職業人材を養成する。このような人材養成上の目的を達成するため、「国際平和学研究科」の教育課程は、①「平和で持続可能なグローバル社会の構築」に寄与する高度な専門的職業人が共有すべき基盤的知識と学識の修得、及び社会問題の原因分析と具体的な解決提案能力の醸成を目的とする必修の Core Courses 科目群、②国際関係論と平和学研究それぞれの分野における今日的な主要課題を学修して各分野で高度な専門的職業人としての問題分析・解決能力を養成する Electives 科目群により構成される。さらに、Electives 科目群は、国際関係論研究分野と平和学研究分野の高度な学識の養成を目的とする選択必修の International Relations 科目群と Peace Studies 科目群、並びに、高度な専門的職業人としてさらに幅広い学際的課題への対応能力の醸成を目的とする選択科目の Internships 科目群の区分で体系的に編成する。

国際平和学研究科の必修科目となる Core Courses 科目群は、International Relations Theory（国際関係の理論）（1年前期、4単位）、Peace and Global Citizenship（平和・世界市民論）（1年前期、4単位）、Seminar I (Research Design)（1年後期、2単位）、Seminar II (Research Conduct)（2年前期、2単位）、Seminar III (Master's Thesis)（2年後期、2単位）の5科目・14単位で構成する。International Relations Theory 科目は

1年次前期の必修科目とし、国家間紛争の原因を主権国家体制の無政府性に求める国際政治学的アプローチを主要なテーマとして学ぶ。Peace and Global Citizenship 科目も同様に1年次前期の必修科目として配置し、平和学研究において主要な研究テーマとされてきた非国家主体が関わる様々な紛争の原因とその解決のための諸制度・手続を学修する。それと同時に、特に本研究科がその人材像として掲げる Global Citizenship（世界市民）概念を平和学研究の各分野の成果を踏まえつつ探求する。1年次前期において必修とされる International Relations Theory 科目と Peace and Global Citizenship 科目の学修を通じて学生は、今日のグローバル社会における多様なアクターの間が多様な要因による様々な形態の対立・紛争に対し、その客観的な原因分析に必要な知識と理論を体系的に学修すると共に、自身の研究テーマを選び出すという視点から、各種の具体的な対立・紛争の事例・事態への理解を深める。

1年次後期から2年次後期まで各学期に必修科目として設置される Seminar I (Research Design)、Seminar II (Research Conduct)、Seminar III (Master's Thesis) の履修を通じて各学生は、自身の選択した社会的な対立・紛争の事例に関して、その原因を理論的に分析し、かつその持続可能な解決方法を提示することを目的とした修士論文 (Master's Thesis) 作成のための研究を、教員の指導を受けつつ進めていく。Seminar I/II/III の各科目は、国際平和学研究科の5名の専任教員が担当する。学生は1年次後期の Seminar I (Research Design) 科目の履修登録時に、5名の専任教員の中から1名を自身の指導教員(アドバイザー)として選択し、当該教員の担当する Seminar I (Research Design) の科目履修を通じて、自身の修士論文のための研究計画を策定する。その後学生は、原則として同じ指導教員が担当する Seminar II (Research Conduct) 科目と Seminar III (Master's Thesis) 科目を、それぞれ2年前期と2年後期に履修し、修士論文執筆に必要な学修と研究を進める。科目名自体が示す通り、2年前期に履修する Seminar II (Research Conduct) 科目では、アドバイザーの研究指導の下、各学生の研究計画に沿った資料収集・解析等の研究活動に取り組む。そして2年後期に履修する Seminar III (Master's Thesis) 科目で各学生は、各自の修士論文完成に向けての指導を受ける。各学生の提出した修士論文は、国際平和学研究科の定める手続きによる審査(論文審査体制の詳細は、後のカ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件にて詳述)を経て合格することが、本研究科の一つの修了要件となる。

○必修科目 Core Courses (計14単位)

International Relations Theory (国際関係の理論) (4単位)

Peace and Global Citizenship (平和・世界市民論) (4単位)

Seminar I (Research Design) (リサーチデザイン) (2単位)

Seminar II (Research Conduct) (リサーチコンダクト) (2単位)

Seminar III (Master's Thesis) (修士論文指導) (2単位)

国際平和学研究科の「選択必修科目」群は、各学生が設定した研究課題に沿って、各自が必要とする専門分野の理論と知識の学修を深めることを目的として構築する。具体的には、International Relations の分野で7科目（全て2単位）、Peace Studies の分野で8科目（全て2単位）を開設し、それらの科目から学生は International Relations 分野と Peace Studies 分野から各6単位以上を、1年次前期から2年次後期までの各学期を通じて体系的・計画的に履修する。具体的な履修科目の選択と履修計画の策定に当たり各学生は、アカデミックアドバイザー（原則として各学生が履修する「Seminar I (Research Design)」科目の担当教員）の指導を受ける。

International Relations 分野には、無政府的な主権国家体制の下で展開する国家間関係とその間に生じる権力関係・秩序・制度・紛争解決の手続き等を体系的に学ぶと共に、急速なグローバル化の進展に伴い本質的に分権的なシステムである主権国家体制に集合的な解決を求められている国際政治経済の分野を学ぶ科目として、「Theory of European Integration」、「International History of Imperialism」、「Region and Institution Building in the Asia Pacific」、「International Political Economy」、「Public Policy for Global-Regional Development」、「Political Economy of International Trade and Finance」、「State Building in Africa」の7科目（各2単位）を設置する。

Peace Studies 分野には、グローバル化の進展に伴い、従来の国際社会に成立していた規範・制度・手続等の見直しが社会的葛藤や対立・紛争を伴いつつ生じている事態・事例を扱い、その原因分析と解決提示の視座とスキルを学ぶ科目として、「Civil War and Peace Processes」「Ethnic Conflict and Resolution」「Global Justice and Pragmatism」「Human Security and Human Rights」「Critical Race and Gender Studies」「Women's Studies」「Philosophy and Human Rights」「Globalization and Migration」の8科目（各2単位）を設置する。

○選択必修科目（International Relations 分野と Peace Studies 分野から各6単位以上）

◆ International Relations 分野

Theory of European Integration（ヨーロッパ統合論）（2単位）

International History of Imperialism（国際帝国主義史）（2単位）

Region and Institution Building in the Asia Pacific（アジア太平洋における地域・制度構築論）（2単位）

International Political Economy（国際政治経済学）（2単位）

Public Policy for Global-Regional Development（世界的、地域的な開発のための公共政策）（2単位）

Political Economy of International Trade and Finance（国際通商・金融に関する政治経済学）（2単位）

State Building in Africa（アフリカにおける国家形成論）（2単位）

◆ Peace Studies 分野

Civil War and Peace Processes (内戦と和平プロセス) (2単位)

Ethnic Conflict and Resolution (民族紛争と解決) (2単位)

Global Justice and Pragmatism (グローバル正義とプラグマティズム) (2単位)

Human Security and Human Rights (人間の安全保障と人権) (2単位)

Critical Race and Gender Studies (批判的人種・ジェンダー論) (2単位)

Women's Studies (女性学) (2単位)

Philosophy and Human Rights (哲学と人権) (2単位)

Globalization and Migration (グローバリゼーションと移民) (2単位)

本研究科の「選択科目」として、「Internship I」「Internship II」(各2単位)を設置する。1年次から履修可能な科目として「Internship I」を設置し、1年次に「Internship I」を履修した後に2年次に履修可能な科目として「Internship II」を設置する。「Internship I」または「Internship II」を履修する学生は、各自の学修分野や修士論文の研究課題に関わる研修内容を有する国内外の国際機構・政府機関・非政府団体等が実施するインターンシップ・プログラムに参加し、その事前研修と事後の研修報告を授業内で行い、本研究科の学修成果として相応しい研修時間と研修内容が認められれば合格とし、単位を認定する。

○選択科目

Internship I (2単位)

Internship II (2単位)

本研究科の教育課程は、「平和で持続可能なグローバル社会の構築」に寄与する高度の専門的職業人材を養成するために体系的に編成されており、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」で示された「大学院教育の実質化」と「国際的な通用性、信頼性の向上」という基本的な考え方に沿って、グローバル化の進展する国際社会の激しい変化に対応しうる統合された知を学ぶコースワークと、産業・経済社会等の各分野の具体的な問題の解決のために応用する能力を涵養する演習科目やインターンシップ科目が有機的に結合する教育課程として組み立てられている。(履修モデルは、カ、教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件にて後述)

オ. 教員組織の編成の考え方及び特色

前項で述べた通り、「国際平和学研究所」の教育課程は、①「平和で持続可能なグローバル社会の構築」に寄与する高度な専門的職業人が共有すべき基盤的知識と学識の修得、及び社会問題の原因分析と具体的な解決提案能力の醸成を目的とする「必修科目」群、②国際関



係論と平和学研究で主要な研究テーマとされてきた各分野で高度な専門的職業人としての問題分析・解決能力を養成する「選択必修科目」群、③高度な専門的職業人としてさらに幅広い学際的課題への対応能力の醸成を目的とする「選択科目」群により構成され、選択必修科目である「International History of Imperialism」（国際帝国主義史）を本学文学研究科専任教員である教授が兼担として担当する以外は、全ての科目を「国際平和学研究科」の専任教員 8 名（教授または准教授）が担当する。

本学は「創価大学教員の選考および任用手続に関する規程」（資料 2）を定め、専任教員の任用において原則として博士学位の取得を要件としており、「国際平和学研究科」の専任教員 8 名、並びに兼担教員 1 名は、全員が博士学位取得者である。さらに本学は「創価大学大学院教員選任基準」（資料 3）を定め、大学院教員に選任できる者は、高度の研究業績並びに高度の教育研究上の指導能力及び識見を有すると認められる（ア）教授である者、（イ）准教授として 3 年以上の教歴又は同等以上の研究歴を有し、かつその担当する専門分野について最近における研究上の業績が相当顕著な者、（ウ）前号と同等以上の学識経験を有すると認められる者、としているが、「国際平和学研究科」の専任教員 8 名（教授または准教授）、及び兼担教員 1 名（教授）は、それぞれこれらの選任基準を満たしている。

国際平和学研究科の専任教員 8 名の博士学位の分野と人数を示すと以下のとおりである。

国際関係論（International Relations）	1 名
紛争研究（War Studies）	1 名
国際政治経済学（International Political Economy）	1 名
イデオロギー・言説分析（Ideology and Discourse Analysis）	1 名
政治学（Political Science）	1 名
社会学（Sociology）	1 名
哲学（Philosophy）	2 名

国際平和学研究科の必修科目のうち、中核的な理論科目である International Relations Theory（国際関係の理論）（4 単位）と Peace and Global Citizenship（平和・世界市民論）（4 単位）の担当には、それぞれの分野についての研究業績と教育上の指導能力が相当顕著な教授 2 名を配置する。International Relations Theory（4 単位）の担当者は、外交官（ブルガリア）として 7 年間の実務を積んだ後、英国の大学（King's College London）で紛争研究（War Studies）の博士号を取得し、その後 20 年近くにわたり英国・ロシア・日本・インドの高等教育機関で、国連を中心とした国際機構の機能並びに国際組織法に係る分野において、研究及び教育の業績を重ねている。その間、日本をはじめとする各国の研究助成を受け、その高度な研究成果は、査読付きの国際的な学術誌における数多くの論文、並びに、

オックスフォード大学出版局、Routledge、国連大学出版局等、学術的に権威ある出版社からの複数以上の編共著として出版されている。

Peace and Global Citizenship（4単位）の担当教員は、本学法学部を卒業し、本学法学研究科博士前期課程にて国際法分野の研究により修士号を取得後、米国の大学（University of Southern California）で国際関係論(International Relations)の Ph.D.を取得している。その後、本学の平和問題研究所の専任講師、准教授を経て同研究所所長を務め、現在は本学国際教養学部教授の任にある。この教員の主な研究業績は、国際関係論研究における国際機構論と国際交渉論にかかわる分野となるが、当該分野は紛争解決を主題とする平和学研究においても重複する分野である。この教員は、日本平和学会、人間の安全保障学会、国際平和学会（International Peace Research Association）の研究大会等に随時参加し、平和学分野の今日的な研究成果と動向を踏まえつつ、本学の共通科目、法学部専門科目、また大学院法務研究科先端展開科目としてそれぞれ「平和学」という名称の科目を開設・担当してきている。特に、本学の共通科目「平和学」で使用した教科書『地球市民を目指す平和学』（第三文明社、平成11年）の出版においては、共著者として「紛争の解決」の章の執筆を担当すると同時に、本学平和問題研究所の専任研究員として、世界市民概念の探求と世界市民意識の涵養を目指す平和学研究と教育の展開を進めてきている。これら本学の特色ある平和学研究・教育に関する基盤の上に、本学の国際平和学研究科の中核科目である Peace and Global Citizenship 科目を展開する。

修士論文作成に向けた研究計画の策定・研究の実施・論文指導を内容とする必修科目 Seminar I、Seminar II、Seminar III については、上述の必修科目「International Relations Theory」と「Peace and Global Citizenship」を担当する教授2名に加えて、イデオロギー・言説分析、政治学、哲学の分野で博士号を有する専任教員3名（准教授3名）が担当する。Seminar I/II/III を担当する5名の専任教員の専門とする分野は、International Relations 分野と Peace Studies 分野を包括した幅広い分野に及んでおり、国際平和学分野における学生各人の様々な研究関心とテーマに対応した研究指導が可能である。さらに、Seminar I/II/III を担当する5名の専任教員は、全員欧米の著名な大学での博士学位(Ph.D.)取得者であり、そのうち外国人教員が4名を占め、国際色豊かな教員組織により、国際的な場で活躍できる人材の養成を行う体制となっている。

国際平和学研究科が International Relations 分野で開設する7科目（Theory of European Integration、International History of Imperialism、Region and Institution Building in the Asia Pacific、International Political Economy、Public Policy for Global-Regional Development、Political Economy of International Trade and Finance、State Building in Africa）の担当としては、国際関係論、国際政治経済、イデオロギー・言説分析、政治学の各分野で博士号を有する専任教員4名（教授2名、准教授2名）、及び本学文学研究科の専任教員1名（教授、社会学分野の博士号）を配置する。

Peace Studies 分野で開設する 8 科目（Civil War and Peace Processes、Ethnic Conflict and Resolution、Global Justice and Pragmatism、Human Security and Human Rights、Critical Race and Gender Studies、Women’s Studies、Philosophy and Human Rights、Globalization and Migration）の担当には、紛争研究、政治学、哲学、社会学の各分野で博士号を有する専任教員 5 名（教授 2 名、准教授 3 名）を配置する。

上述の通り、国際平和学研究科の専任教員 8 名の博士学位の分野は、国際関係論 (International Relations)、紛争研究 (War Studies)、国際政治経済学 (International Political Economy)、イデオロギー・言説分析 (Ideology and Discourse Analysis)、政治学 (Political Science)、社会学 (Sociology)、哲学 (Philosophy) の 7 分野にわたる。個々の専任教員は、大学から提供される個人研究費、並びにそれぞれが獲得した科研費等の競争的研究資金を利用して、それぞれの専門分野の研究を深め、その成果をそれぞれの所属する学会での発表、論文・著書の出版等、適切な形態で研究業績を公表する。これらの個々の研究活動に加え、国際平和学研究科の専任教員 8 名は、本学の平和問題研究所にも研究員として加わり、同研究所が進める各種の平和学分野のテーマ研究プロジェクト、並びに海外研究機関との共同研究プロジェクトにも参加し、それぞれの専門性から創造的な研究に取り組む。

国際平和学研究科の科目担当教員（専任教員 8 名、文学研究科専任の兼任教員 1 名）の職位・年齢別構成は以下の通りである。

職位	1) 人数	2) 1)の内 博士学位 取得者	3) 2)の内 外国大 Ph.D.	4) 1)の内 外国人	開設時年齢構成(( )は完成時)					
					35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
教授	5	5	4	3	0	1	2(1)	0(1)	2	0
准教授	4	4	3	4	1(0)	1(2)	1	1	0	0
計	9	9	7	7	1(0)	2(3)	3(2)	1(2)	2	0

教員の年齢構成は、30 歳代、40 歳代、50 歳代の各年齢層の教員がバランスよく配置され、教員組織としての教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る構成となっている。本学の教員の定年は、「学校法人創価大学教育職員就業規則」(資料 4) により満 65 歳と定められ、定年に達した者は、その学年度の末日に退職する。但し、同規程で、平成 14 年 3 月末日以前に就任した教員の定年は 70 歳とされており、国際平和学研究科の教授 1 名はこの定年の適用を受ける。国際平和学研究科の完成時となる平成 31 年度においても、研究科の教育研究活動における高い指導力を有する 50 歳代の教員 4 名が、定年までの期間を 5 年以上有している一方で、国内外における活発な教育研究活動の牽引が期待される 40 歳代の教員が専任教員の半数以上を占めており、国際平和学研究科としての教育研究活動の継続性と発展性が保たれる構成となっている。

## カ. 教育方法、履修指導方法及び修了要件

### 1. 教育方法

本学国際平和学研究科の教育課程は、前項エで述べたように、必修科目の Core Courses 5 科目、選択必修科目の International Relations 7 科目と Peace Studies 8 科目、さらに選択科目である Internships 2 科目により、合計 22 科目で構成される。なお、国際平和学研究科の科目は、授業形態が実験・実習科目として区分する Internships の 2 科目を除いて、すべて英語により講義または演習が行われる。また、学生の十分な学修と研究時間の確保の観点から、履修科目の 1 セメスターの登録上限を 10 単位とする。但し、この登録上限に、通年科目として配置される Internships 科目の単位は含まれない。

Core Courses は、International Relations Theory と Peace and Global Citizenship の 2 科目、並びに Seminar I (Research Design)、Seminar II (Research Conduct)、Seminar III (Master's Thesis) の 3 科目の計 5 科目で構成される。International Relations Theory と Peace and Global Citizenship の 2 科目は、それぞれ国際関係論分野と平和研究分野の主要な諸理論を学ぶことを目的としており、講義形式で行われる。また、これらの 2 科目は、国際平和学研究科が研究対象とする主要な学問分野を教育課程の初期において集中的に学修することを目的として、本学の前期・後期の学期制（1 学期の授業期間は 15 週）の下、1 年前期で完結し、毎週 2 時限（1 時限の授業時間は 90 分）で計 30 時限の授業をもって、それぞれ 4 単位の科目としている。国際平和学研究科の入学定員は 16 名であることから、必修の講義科目である International Relations Theory と Peace and Global Citizenship の 2 科目の学生数は最大で 16 名程度であり、個々の学生の積極的な授業内での発言・発表等を促しつつ、主要な理論に関する理解度を確認しながら効果的に講義を進めるのに適切な規模の学生数である。

Core Courses に設置する Seminar I (Research Design)、Seminar II (Research Conduct)、Seminar III (Master's Thesis) の 3 科目は、各学生の修士論文作成に向けた研究指導を主な目的として演習形式で行われる。これらの 3 科目は、それぞれ 1 年後期・2 年前期・2 年後期で完結し、担当教員から毎週 1 時限の授業において演習形式で研究指導を受け、計 15 時限の授業をもって、それぞれ 2 単位の科目とする。Seminar I (Research Design)、Seminar II (Research Conduct)、Seminar III (Master's Thesis) の 3 科目は、専任教員 5 名（教授 2 名、准教授 3 名）が担当し、各教員の博士学位の分野は、国際関係論（International Relations）、紛争研究（War Studies）、イデオロギー・言説分析（Ideology and Discourse Analysis）、政治学（Political Science）、哲学（Philosophy）と多様なため、Seminar I/II/III の各科目を履修する学生数は、個々の学生の研究関心と課題に応じて担当教員毎にある程度分散し、演習形式による修士論文作成を目指した指導を行

うのに適切な少人数の授業となることが予想される。

Electives は、選択必修科目である **International Relations**（国際関係論研究）分野の 7 科目と **Peace Studies**（平和研究）分野の 8 科目、並びに選択科目である **Internships** の 2 科目により構成される。**International Relations**（国際関係論研究）分野の 7 科目、**Peace Studies**（平和研究）分野の 8 科目は全て講義形式で行われ、それぞれ前期または後期の学期で完結し、毎週 1 時限の授業を行い計 15 時限の授業をもって、それぞれ 2 単位の科目とする。**International Relations**（国際関係論研究）分野の 7 科目と **Peace Studies**（平和研究）分野の 8 科目は選択必修科目とし、各分野から 3 科目以上の履修が課程修了の要件となる。**International Relations** 分野 7 科目と **Peace Studies** 分野 8 科目の配当年次と開講する学期の編成に関しては、1 年次前期終了時に各学生が修士論文作成に向けたアドバイザーを決定することから、**Seminar I/II/III** を担当する専任教員による選択必修科目を 1 年前期から履修できるようにすることで、学生のアドバイザー決定を容易にする工夫がなされている。

**Internships** 科目である **Internship I**、**Internship II** では、学生各自が国内外の国際機構・政府機関・非政府団体等の実施するインターンシップ・プログラムに参加するため、主たる形態を共に実験・実習とし、インターンシップ前後に講義形態の授業を行って、1 年次または 2 年次の通年科目として開講する。各科目は、インターンシップ参加に向けたオリエンテーション等を目的とした講義 3 時限、原則として 60 時間以上の実習時間を含むインターンシップへの参加、インターンシップ参加後の研修成果報告と評価を目的とした講義 2 時限をもって 2 単位の科目とする。**Internships** 科目の履修は修了要件ではないが、その修得単位は修了要件として算入する。

## 2. 履修指導・研究指導の方法（授業の内容に応じた授業方法、授業方法に適した学生数、授業の配当年次に関する考え方）

履修指導・研究指導にかかる入学から修了までの具体的なプロセスを以下に示す。

### 1 年次前期

#### (1) 必修科目（Core Courses）の履修

必修科目 **International Relations Theory**（4 単位）、及び **Peace and Global Citizenship**（4 単位）を履修する。

#### (2) 選択必修科目の履修

前期に配置される 6 科目（**International Political Economy**、**Public Policy for Global-Regional Development**、**State Building in Africa**、**Civil War and Peace Processes**、**Women's Studies**、**Philosophy and Human Rights**）から 1 科目を選択して履修する。

(3) Internships 科目の履修

1年次の学修・研究において、自身の研究領域に係るインターンシップ・プログラムへの参加を希望している場合は、Internship I を履修する。

(4) 指導教員（アドバイザー）の決定

1年次前期終了時点で、学生はそれぞれの志向する研究テーマや研究領域に応じて、Seminar I/II/III の科目を担当する教員5名の中から自身の指導教員1名を選び、同時に自身の指導教員を除く他の国際平和学研究科専任教員7名の中から副指導教員1名を決定する。この2名は、修士論文指導委員会を構成する。指導教員に加えて副指導教員を置くことで学生は論文指導において学際的視点や多様な方法論の助言を得ることができる。

### 1年次後期

(1) 必修科目（Core Courses）の履修

指導教員の担当する Seminar I (Research Design) を履修する。この授業では、学生の修士論文の研究トピックの選定と研究計画の策定に主眼が置かれ、毎週行われる演習形式の授業を通じて指導教員が研究課題の設定、先行研究の調査、研究方法の構築などについて指導する。副指導員はオフィスアワー等を利用して学生からの質問を受け適宜助言を行う。Seminar I の終わりに学生は修士論文作成に向けた研究計画書（Research Design）を提出し、研究テーマの妥当性と研究計画の実行可能性に関して修士論文指導委員会が口頭試験により審査と承認を行う。

(2) 選択必修科目の履修

指導教員の研究指導と学生が志向する研究テーマに従い、後期に配置される9科目（Theory of European Integration、International History of Imperialism、Region and Institution Building in the Asia Pacific、Political Economy of International Trade and Finance、Ethnic Conflict and Resolution、Global Justice and Pragmatism、Human Security and Human Rights、Critical Race and Gender Studies、Globalization and Migration）から、最大で4科目を選択して履修する。

### 2年次前期

(1) 必修科目（Core Courses）の履修

指導教員の担当する Seminar II (Research Conduct) を履修する。この授業では、学生の修士論文の研究計画書に沿った研究活動の具体的な遂行に主眼が置かれ、毎週行われる演習形式の授業を通じて指導教員が研究の進捗状況を確認し、研究計画の遂行に必要となる各種の課題に関して指導する。副指導員はオフィスアワー等を利用して学生からの質問を受け適宜助言を行う。

(2) 選択必修科目の履修

前期に配置される6科目 (International Political Economy、Public Policy for Global-Regional Development、State Building in Africa、Civil War and Peace Processes、Women's Studies、Philosophy and Human Rights) の未履修科目から最大で4科目を選択して履修する。

(3) Internships 科目の履修

2年次の学修・研究において、自身の研究領域に係るインターンシップ・プログラムへの参加を希望している場合は、Internship II (1年次に Internship I を未履修の場合は Internship I) を履修する。

2年次後期

(1) 必修科目 (Core Courses) の履修

指導教員の担当する Seminar III (Master's Thesis) を履修する。この授業では、毎週行われる演習形式の授業を通じて指導教員が修士論文執筆に必要な指導をする。副指導員はオフィスアワー等を利用して学生からの質問を受け適宜助言を行う。

(2) 修士論文の提出

2年次後期の所定の時期 (本学の学事歴による通例は1月上旬) までに学生は修士論文を提出する。修士論文の提出を受け修士論文指導委員会は、国際平和学研究科長に承認された本学専任教員1名を加えて修士論文審査委員会を構成し、修士論文に関する最終試験を実施する。

(3) 選択必修科目の履修

指導教員の研究指導と学生自身の研究テーマ、並びに修了要件とされる修得単位数も勘案し、後期に配置される9科目 (Theory of European Integration、International History of Imperialism、Region and Institution Building in the Asia Pacific、Political Economy of International Trade and Finance、Ethnic Conflict and Resolution、Global Justice and Pragmatism、Human Security and Human Rights、Critical Race and Gender Studies、Globalization and Migration) から、最大で4科目を選択して履修する。

3. 修士論文の審査体制と公表方法

上述の通り、2年次後期の所定の時期までに学生は修士論文を提出する。修士論文の提出を受け、修士論文指導委員会が国際平和学研究科長の承認を受けた本学専任教員1名を審査員に加えて修士論文審査委員会を構成し、修士論文に関する最終試験を実施する。最終試験は公開で後期セメスターの学期末試験実施期間に行われ、学生が

修士論文に関する口頭発表を行い、審査員との質疑応答が行われる。その後、審査員3名による非公開協議が行われ、最終試験の可否を決定する。

修士論文の内容の要旨及び最終試験の審査結果の要旨については、本学のウェブページにて公表する。また、優秀と認められた論文は、本学の大学院生の論文紀要にその全文を掲載する。さらに、全ての修士論文は、本学が参加する機関リポジトリを通じて公開する。

#### 4. 研究倫理体制

本項2. で述べた1年次、2年次の研究教育指導は、学生1名に対し指導教員と副指導教員の複数名からなる体制を担保している。さらに、修士論文の審査については、指導教員と副指導教員と共に、研究科長の承認を受けた本学専任教員1名を審査員に加えて修士論文審査委員会を構成し、さらに修士論文に関する最終試験を公開で実施することにより、審査の過程の透明性と厳格性を担保する。

個々の学生の研究における具体的な研究倫理体制に係る取り組みとしては、1年次後期に履修する必修科目 **Seminar I (Research Design)** において、学生の修士論文の研究トピックの選定と研究計画の策定を指導する際に、指導教員が研究倫理を徹底し、特に剽窃・不正防止教育を具体的な違法・不適切な事例を紹介しつつ行う。また、修士論文審査委員会に提出された修士論文は、学術論文の国際的なオンラインチェックサービス (**turnitin.com**) を利用して既存の学術論文や研究レポートなどで使用されている文章と一致する部分を検出し、該当箇所がルールに即して適切に他論文等から引用されているかをチェックする。

さらに本学では、「創価大学人を対象とする研究倫理規程」(**資料5**) および「創価大学人を対象とする研究倫理審査手続に関する細則」(**資料6**) を設け、本学に所属する教職員及び大学院生が学内外の人を対象とする研究・調査に従事する際には、研究倫理の順守を徹底し、特に研究・調査対象者のインフォームド・コンセントを厳密に求め、さらに、人を対象とする研究・調査の成果を公表する際は、その公表計画について事前に本学の研究倫理委員会の承認を得ることとしている。この倫理規程と研究倫理委員会による承認手続きは、国際平和学研究科における全ての教育研究活動に適用される。

#### 5. 修了要件・履修モデル

国際平和学研究科の修了要件は以下の通りである。

- 本研究科に2年以上在学すること
- Core Courses (5科目、計14単位)を履修し合格すること



- Electives 科目より、International Relations 科目群 3 科目と Peace Studies 科目群 3 科目を含む合計 9 科目、18 単位以上を履修し合格すること
- Seminar III で修士論文を提出し修士論文審査委員会による審査に合格すること

この修了要件に対応する履修スケジュールに関する指導は以下の表のようにまとめられる。この履修スケジュールに対応した履修モデル（資料 7）を添付する。

学年	学期	必修科目	選択必修科目	選択科目
1 年次	前期	International Relations Theory(4単位) Peace and Global Citizenship (4単位)	International Relations(IR)科目群またはPeace Studies(PS)科目群より、研究上の必要に応じ1科目 (2単位)	研究上の必要に応じ Internship I (2単位)
	後期	Seminar I (Research Design) (2単位)	International Relations(IR)科目群またはPeace Studies(PS)科目群より、研究上の必要に応じ4科目 (8単位)までを選択して履修	
2 年次	前期	Seminar II (Research Conduct) (2単位)	International Relations(IR)科目群またはPeace Studies(PS)科目群より、研究上の必要に応じ4科目 (8単位)までを選択して履修	研究上の必要に応じ Internship II (2単位)
	後期	Seminar III (Master's Thesis) (2単位)	International Relations(IR)科目群またはPeace Studies(PS)科目群より、研究上の必要に応じ4科目 (8単位)までを選択して履修	

参考として、使用教室を記入した時間割案（資料 8）を添付する。

## キ. 施設、設備等の整備計画

### 1. 校地、運動場の整備計画

本研究科を設置する本学キャンパスは、JR八王子駅より北へ約 4 km、緑豊かな多摩丘陵の一角に位置している。これまで本学では、キャンパスの自然環境・景観を生かしながら、明るく開放感に溢れた教育研究及び学習環境の整備を行ってきた。

また、キャンパスを人格形成と人間関係を構築していく場として考え、休息や憩いの場として活用できる施設、空間をバランスよく整備している。

主な運動用設備としては、第 1 グラウンド、ビクトリーグラウンド、総合体育館を備えている。ビクトリーグラウンドは、全面に人工芝を張り、体育実技の授業での使用を始め、課外活動のサッカー、ラグビー場としても使用している。総合体育館は、総面積 12,872.24 m<sup>2</sup>、地上 6 階建ての施設で、アリーナ (1,932 m<sup>2</sup>) をはじめ、弓道場、トレーニングルーム、多目的室、会議室、部室、救護室及び約 1,000 名収容の観覧席を備え、体育実技の授業で使用している。

学生の休息や憩いの場としては、図書館と各校舎に自学自習のためのスペース、ラウンジを備え、約 2,000 席（ニューロワール食堂、ニュープリンス食堂、本部棟カフェテリア、中央教育棟カフェラウンジ、学生ホール等）の食堂を完備している。また、自然豊かなキャンパスを満喫できるよう、キャンパス内のいたるところにベンチ等を配備している。

## 2. 校舎等施設の整備計画

平成 25 年 9 月に完成した「中央教育棟」の主な施設・設備は次のとおりである。

- ・ 地階：大ホール 1,000 名収容、教室、学生ラウンジ、保健センター、売店
- ・ 1 階：事務室、キャリアセミナールーム、学生用 PC コーナー、面談ブース、会議室、講師控室、受験生ラウンジ、学生テラス、学生相談室、学長室、役員室
- ・ 2 階：総合学習支援エリア、自習室、グループ学習室、フリースペース、学生用 PC コーナー、PC 教室、会議室
- ・ 3 階：教室、PC 教室
- ・ 4 階：教室、カフェラウンジ、屋上広場
- ・ 5 階：教室
- ・ 6 階：教室、事務室、資料室、会議室
- ・ 7 階：教室、演習室、教員研究室、講師控室、教材開発室、貴賓室、和室、ラウンジ、書庫、会議室、応接室
- ・ 8 階：教員研究室、演習室、共同研究室、学部長室
- ・ 9 階：演習室、教員研究室、資料室、ラウンジ、共同研究室
- ・ 10 階：演習室、教員研究室、懇談スペース、共同印刷室、ラウンジ
- ・ 11 階：演習室、教員研究室、ラウンジ、資料室
- ・ 12 階：多目的室（会議室兼用）、演習室、教員研究室、展望ラウンジ

建学の理念のもと、新校舎である中央教育棟の建設コンセプトとして、学生を第一に考えた学習環境の一層の充実を図っていくために、①能力を引き出し、学生本位の人間教育を実践、②感性を育みながら学べる、自然と調和した最善の学習環境、③国際人としての対話力を育み、他者との共存を重視した空間作り、を掲げ、設計、建設を行った。

特に校舎 2 階は、学生支援フロアとして、自習スペースや英会話ラウンジ、パソコン教室などが集合し、最先端の教育環境を取り入れた新時代にふさわしい学修支援スペースとなる。

また、屋上には、太陽光発電パネルや、緑化のための庭園を設置し、自然環境豊かな本学の特徴に配慮した設備を整えている。中央教育棟は、最新の設備・機能をそろえ、学生の能力を引き出す校舎としてだけでなく、周辺の自然景観を活かしながら、明るく開放感や透明感に満ち溢れた校舎として、学生同士がゆっくりと交流でき、自由に学修できる開放的なフリースペースの拡充を図っている。教員用の施設として、専任教員 8 名全員に個人研究室を割り当てる。

学生は、自習室として、既存の文系大学院生と共同で「時習館」の部屋を利用できる。1 室 8 名が共同で使用するが、各人に机、本棚、椅子、蛍光灯、コンセントが配備されており、1F・3F ラウンジには、テーブル・共有図書・冷蔵庫・電子レンジ・コピー機・

電気ポット・電気コンロ・シンク・内線電話が設置されている。毎日、7時～24時まで利用できる。各自の机にある、情報コンセントより、研究用学内LAN（インターネット）が利用できる。「時習館」への入館は、学生証のチェックが必要で、該当の大学院生のみ  
に権限が付与され、学習環境を保証する仕組みを整えている。

○時習館の施設について（資料9）

階	自習室数	机数	その他施設
1階	6	48	ラウンジ・男子トイレ
2階	9	72	パソコンルーム・給湯室・女子トイレ
3階	8	64	ラウンジ・男子トイレ
計	23	184	

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学には、全学部共用の中央図書館がキャンパス内に整備されており、蔵書約94万冊（和書約68万冊・洋書約26万冊）が収納されている。また、雑誌約6,000種、電子ジャーナル約15,000種が閲覧でき、総合大学の図書館として十分な機能を提供している。

特に最新の学術情報を入手するために、データベースと学術雑誌・電子ジャーナルの充実が必須と考え積極的に整備している。また、本研究科の開設前年度より、更なる充実を図る為、新たに市場調査データベース「Passport」を追加契約する。

中央図書館（延床面積 8,763.80 m<sup>2</sup>）には、収納可能冊数 94.2 万冊以上の書架、一般閲覧席 840 席、新聞閲覧席 8 席、検索端末席 14 席、パソコン席 156 席、視聴覚資料閲覧席 14 席、の合計 1,032 席の座席数を整備している。

図書館システム「CARIN-i」と、統合検索システム「Primo」を導入しており、館内資料の検索、雑誌論文などの統合検索などの機能により、冊子体の図書・雑誌、データベース、電子ジャーナル、電子書籍の相互利用等が可能となっている。

他大学図書館との協力については、NIIとの接続でNACSIS-ILLに参加し文献複写サービスを行っているほか、私立大学図書館協会の相互協力協定に参加し、加盟館の間での相互利用も可能となっている。さらに、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスの運用を開始し、約140万点のデジタル化資料の閲覧・複写が可能である。

電子化された情報及びWeb上のサービスは、学内ネットワークを介して（VPN接続により学外からも利用可能）、タブレット端末やスマートフォンからもアクセスが可能となっている。

## ク. 基礎となる学部との関係

本学の大学院修士課程国際平和学研究科は、本学の国際教養学部を基礎として、同学部が取り組む世界市民教育の内容と手法をさらに高度化するために、国際教養学部が初めての卒業生を輩出する平成 30 年 3 月の時期に合わせて同年 4 月に、既存学部と共有する校地・校舎に開設する。

本学が平成 26 年 4 月に開設した国際教養学部のカリキュラムは、全ての学部専門科目を英語で行い、グローバル化に対応する基盤的な学術的素養として、人文・社会科学分野にわたる学際性の養成を強調し、「政治・国際関係」「歴史・文化」「経済・経営」の各分野に必修科目と選択必修科目を設けて卒業要件としている。本学は、既に大学院経済学研究科に英語で教育・研究を行う国際ビジネス専修を設けており、同専修は国際教養学部の学際的教育課程を経て、特に「経済・経営」分野の専門性を深めるプログラムとして連動している。

この度本学が申請する修士課程国際平和学研究科は、主として国際教養学部の「政治・国際関係」分野と連動して、「国際関係論分野」と「平和学分野」の専門性を深める修士課程プログラムである。なお、国際平和学研究科の研究対象は、広く国家・非国家主体間の葛藤・対立・紛争状態を含むため、国際教養学部の教育課程の「歴史・文化」分野の一部を構成する International History、Global Justice、Transnational Migration に係る分野の専門性を深める修士課程プログラムにもなる。

国際平和学研究科は、英語で国際関係論・平和学研究の両分野にわたる修士課程プログラムを提供することで、本学の国際教養学部において英語で人文・社会科学分野の学際的学びを修了した学生が、途切れることなく修士（国際平和学）の学位取得を目指す学修・研究が可能となるように組織化されている。以上のような、基礎となる学部である国際教養学部と、この度申請する国際平和学研究科の間における教育研究の柱となる領域についての関係については、教育研究領域関係図を添付する（資料 1）。

## ケ. 入学者選抜の概要

### 1. アドミッション・ポリシー

本学の国際平和学研究科は、グローバル化の加速に伴いかつてない変化をしている国際社会を牽引する創造的「世界市民」(Global Citizenship)を養成することを目的とし、そのために、「平和で持続可能なグローバル社会の構築」に関する高度な研究活動を推進し、その研究成果に基づいた教育プログラムを実施する。

以上のような大学院修士課程「国際平和学研究科」の設置の目的と趣旨に基づき、次のような資質を持った人材を対象として入学者選抜を行う。

- 本研究科の目的を理解し、明確な進学目的と本研究科のプログラムで学ぶ強い意欲を持つ者
- 人文・社会科学分野における学士課程修了レベルの知識と研究能力を持つ者
- 本研究科における教育研究の遂行に必要な英語力を持つ者

## 2. 入学者選抜方法

本学は、その SGU 事業の構想において、留学生数の増加を通じた教育プログラムの国際通用性と質保証の向上に取り組んでおり、既存の学部・大学院の入学者選抜では、海外に居住する志願者が来日することなく出願・受験することを可能にしている。

国際平和学研究科においても同様の制度を導入し、本学の学士課程修了者だけでなく、広く国内外からの入学者を募集する。

入学資格は、学校教育法及び同法施行規則に則り、学士の学位若しくはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

### (1) 国内居住者を対象とする選抜：書類審査及びキャンパスにおける面接試験

書類審査：

- 学士課程までの成績証明書及び指導教員等の推薦書により、人文・社会科学分野における学士課程修了レベルの知識と研究能力について評価する
- 国際平和学研究科における学修・研究計画を提出させ、本研究科への進学目的と本研究科のプログラムで学ぶ意欲を評価する
- TOEFL iBT 等のスコアを提出させ、本研究科で学修と研究を遂行するために必要な英語能力を評価する

面接審査：

- 学士課程の専門分野・学修内容の概要を口述させ、学士課程修了レベルの知識と研究能力について評価する
- 国際平和学研究科における学修・研究計画を口述させ、本研究科への進学目的と本研究科のプログラムで学ぶ意欲を評価する
- 面接審査を英語で実施し、本研究科で学修と研究を遂行するために必要な英語能力を評価する

### (2) 海外居住者を対象とする選抜：書類審査及びインターネットを利用した面接試験

書類審査・面接審査共に、審査の項目と基準は国内居住者選抜と同じであるが、面接審査については、志願者の来日を求めず、インターネットを利用した面接を実施する。

### 3. 選抜体制

国際平和学研究科は、学内選考試験、一般入学試験により選抜する。本学の文系大学院（経済学研究科、法学研究科、文学研究科）は、博士前期課程/修士課程の入試日程を原則として統一して実施しており、国際平和学研究科の入試選抜も、他の文系大学院の一般入試の日程に従って、平成30年度入試については、第1期の一般入試選抜を9月下旬（合格発表は10月上旬）に実施し、第2期の一般入試選抜を1月上旬（合格発表は1月中旬）に実施する。第1期一般入試の募集定員を6名、第2期一般入試の募集定員を10名とする。

平成31年度入試以降については、学内選考試験を5月下旬（合格発表は同月末）に実施し、第1期の一般入試選抜を9月下旬（合格発表は10月上旬）に、第2期の一般入試選抜を1月上旬（合格発表は1月中旬）に実施する。学内選考試験の募集定員を6名、第1期一般入試の募集定員を5名、第2期一般入試の募集定員を5名とする。

### コ. 管理運営

本学では、大学院に関する管理運営を適切に行うため、「創価大学大学院学則」において、次の会議体の設置を定め、本学大学院博士課程、修士課程及び専門職学位課程の運営に関する審議等を行っている。

#### 1. 大学院委員会（大学院学則第49条）

大学院委員会は、大学院全般にわたる教育及び研究に関する審議機関として、学長が議長となり、以下の通り、各研究科構成員の一部をもって組織する委員会として設けられている。

年2回を目安に大学院委員会を開催し、以下の博士課程、修士課程及び専門職学位課程に係る審議事項を審議する。

#### < 構成員 >

大学院委員会は、学長、経済学研究科長、法学研究科長、文学研究科長、工学研究科長、国際平和学研究科長、法務研究科長、教職研究科長及び各研究科から選任される委員各2名

※なお、学長が必要と認めたときは、前項のほか、学長が指名する副学長、副学長補を委員とすることができる。

<審議事項>

- (1) 学生の入学、課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 大学院学則・規則等の制定・改廃に関する事項
- (6) 研究科又は専攻の設置及び廃止に関する事項
- (7) 学生の転学部、転学科、コース変更に関する事項
- (8) 学長の諮問事項
- (9) その他大学院の研究及び教育に関する事項

2.研究科委員会（大学院学則第 50 条）

月 1 回を目安に研究科委員会を開催し、以下の博士課程、修士課程及び専門職学位課程に係る審議事項を審議する。

<構成員>

経済学研究科、法学研究科、文学研究科、工学研究科及び国際平和学研究科の研究科委員会は、研究科長及び当該研究科の授業を担当する教授及び准教授を持って構成し、必要と認めるときは講師を出席させることができる。

法務研究科及び教職研究科の研究科委員会は研究科長及び当該研究科の専任の教授、准教授、講師及び助教を持って構成する。

<審議事項>

- (1) 学生の入学、課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (5) 自己点検・評価、その他研究科の評価に関する事項
- (6) FD（ファカルティ・ディベロップメント）に関する事項
- (7) 学位論文の審査及び最終試験に関する事項
- (8) 研究科の授業及び指導並びに試験に関する事項
- (9) 研究科科目等履修生及び研究生に関する事項
- (10) 学生の厚生補導に関する事項
- (11) 学生の賞罰に関する事項
- (12) 学長の諮問事項

### (13) その他当該研究科に関する事項

以上のように、大学院学則に規定された会議体での審議結果の報告を受けた学長が大学としての決定を行うことにより各研究科の独自性を担保しつつ、円滑にまた適切に管理運営する体制を整備している。

また、教務部教務課大学院係が各研究科に設置された各研究科の事務室と連携をとることにより、研究科の運営、教員の教育・研究活動支援、所属大学院生の学習・生活面での支援・指導など、大学院全体を円滑に運営する体制を整備している。

### サ. 自己点検・評価

創価大学は、平成5年4月に制定した「創価大学自己点検・評価実施規程」(資料10)に基づき、学長を委員長とする「全学自己点検・評価委員会」を設置し、その下に教職員で構成する学部・研究科・管理運営・各部別に個々の委員会を置いて、定期的な自己点検・評価を実施している。その際、大学院としても委員会を設けて、自己点検・評価を実施している。

特に平成12年度に大学基準協会正会員となるための加盟判定審査を受けて以来、自己点検・評価に精力的に取り組み、16年度からはその結果をホームページ上に掲載し、20年度以降は毎年の自己点検・評価報告書を社会に公表している。

大学基準協会による認証評価は、平成20年度に適合しているとの認定を受けた。

適合期間満了に伴い、2度目の認証評価を受け、平成27年3月27日に本協会の大学基準に適合していると認定結果を受けた。

この認証評価を行うにあたり、内部質保証システムの確立に向けて、「創価大学内部質保証ポリシー」(資料11)を策定してその方針を明確化し、広報誌やホームページを通じて公表した。さらに、自己点検・評価活動の客観性、公平性を高める目的で、「外部評価委員会」を設置し、高等教育に精通する学外者による評価を受けるシステムを導入した。

認証評価の結果では「教育内容・方法・成果」、「学生支援」および「教育研究等環境」に関する取組について、「長所として特記すべき事項」として取り上げて頂いた。その中の学生支援においては「理事会、教職員、学生が大学の運営について協議する『全学協議会』を設置しており、全学および学部ごとに定期的開催し、学費改定案や学生生活に関わる事項等を議案として諮るなどを行っている」と、開学以来「学生のための大学」を理念に掲げる本学の取組が評価された。

一方、「努力課題」として挙げられた項目については、積極的に改善を進めて来ている。なお、改善を強く求める「勧告」はなかった。これらの認証評価の結果とともに、認証評価に際して提出した「自己点検・評価報告書」と「大学基礎データ」(いずれも平成25年度内容)もホームページ上で公表している。



創価大学としては前述の「創価大学内部質保証ポリシー」に基づき、「総合戦略会議」「21世紀委員会」「全学自己点検・評価委員会」が有機的に連動しながら、質の保証に取り組む、さらに強化してきている。教育・研究活動や管理運営、学生支援等において、不断の改善改革を進め、情報発信を行いながら、本学の質の向上と社会的責任を果たすことが、真の「自己点検・評価活動」であると位置づけ、取り組んでいる。

## シ. 情報の公表

本学では、「私立学校法の一部を改正する法律（平成16年法律第42号）」を受け、平成17年度より、自主的な取組として、ホームページ上で財務情報の公開を開始した。

その後、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成22年6月16日22文科高第236号）の中で、「大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たす」との趣旨から情報の公表が義務化された。

これを受けて本学では、平成23年3月、本学ホームページに、内外からアクセスできる情報公表専用ページ「教育情報の公表」(<http://www.soka.ac.jp/about/disclosure/index.html>)を設け、積極的な情報の公表を行っている。また、インターネット上での情報公表とは別に、紙媒体でSOKA University News（通称SUN）を年4回発行し、保護者、卒業生、支援者、関連企業等の約4万名に送付し、本学の教育研究活動等の公表に努めている。

平成25年度には、本学の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、教育研究の質の向上に資することを目的として、「学校法人創価大学情報公開規程」（資料12）を設けている。

なお、平成29年9月に全学的にホームページのリニューアルを予定しており、更なる情報公開の充実を目指している。

### 1. 大学の教育研究上の目的に関すること

○建学の精神

<http://www.soka.ac.jp/about/philosophy/spirit/>

○ミッションステートメント

<http://www.soka.ac.jp/about/philosophy/mission/>

○創価大学グランドデザイン／創価大学教育ヴィジョン

[http://www.soka.ac.jp/about/grand\\_design/](http://www.soka.ac.jp/about/grand_design/)

## 2. 教育研究上の基本組織に関すること

○教育研究上の基本組織

<http://www.soka.ac.jp/about/disclosure/organization/>

## 3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

○教員組織

○教員の業績

<https://fpes.soka.ac.jp/>

## 4. 入学受入方針、入学者数、収容定員、在 student 数、卒業生数

<http://www.soka.ac.jp/about/disclosure/student/>

## 5. 授業科目、授業方法、内容、年間の授業計画

<http://www.soka.ac.jp/about/disclosure/class/>

## 6. 学修成果に係る評価、卒業の基準

<http://www.soka.ac.jp/about/disclosure/degree/>

### ※ 4～6 共通

<http://daigakuin.soka.ac.jp/major/economy/policy-eco.html> (経済学研究科 経済学専攻)

<http://daigakuin.soka.ac.jp/major/law/policy-law.html> (法学研究科 法律学専攻)

<http://daigakuin.soka.ac.jp/major/english/policy-eng.html> (文学研究科 英文学専攻)

<http://daigakuin.soka.ac.jp/major/sociology/policy-soc.html> (文学研究科 社会学専攻)

<http://daigakuin.soka.ac.jp/major/education/policy-edu.html> (文学研究科 教育学専攻)

<http://daigakuin.soka.ac.jp/major/humane-studies/policy-hum.html> (文学研究科 人文学専攻)

<http://daigakuin.soka.ac.jp/major/international-language/policy-lang.html> (文学研究科 国際言語教育専攻)

## 7. 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

○キャンパスマップ

<http://www.soka.ac.jp/campuslife/campusmap/>

○快適で便利なキャンパスづくり

<http://www.soka.ac.jp/campuslife/campus/>

○バリアフリーマップ

<http://www.soka.ac.jp/campuslife/campusmap/barrierfree/>

○交通アクセス

<http://www.soka.ac.jp/access/>

## 8. 授業料、入学料、その他徴収費用

<http://www.soka.ac.jp/about/disclosure/expenses/>

## 9. 学生の修学、進路選択、心身の健康等に係る支援

○キャンパス・ハラスメント防止

<http://www.soka.ac.jp/about/usr/harassment/>

○キャンパス全面禁煙化

<http://www.soka.ac.jp/about/usr/smokeout/>

## 10. その他

○自己点検・評価報告書及び認証評価の結果

<http://www.soka.ac.jp/about/selfreport/index.html>

○ソーシャルメディアポリシー

[http://www.soka.ac.jp/about/usr/sns\\_policy/](http://www.soka.ac.jp/about/usr/sns_policy/)

○個人情報保護に関する本学の取組みについて

<http://www.soka.ac.jp/about/usr/privacy/>

○学校法人創価大学キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン

<http://www.soka.ac.jp/about/usr/harassment/>

○公的研究費の不正使用防止に関する取組みについて

[http://www.soka.ac.jp/about/usr/research\\_expense/](http://www.soka.ac.jp/about/usr/research_expense/)

## ス. 授業内容方法の改善を図るための組織的な研修等

### 1. 創価大学のファカルティ・ディベロップメント推進体制

創価大学は、平成12年に、「教育学習活動支援センター」（以下、「CETL」という。）を開設した。CETLの主な目的と活動は、「教員に対する授業改善の支援」と「学生に対する学習支援」である。このCETLの取り組みは、平成15年度の「特色ある大学教育支援プログラム」に採択されている。

さらに、平成20年4月には、「創価大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下「FD委員会」という）が、教員の教育研究活動の向上を目的に設置された。50周年を迎える平成32年を目指した「グランドデザイン」では、「『創造的人間』を育成する大学」ということを変わらぬミッションとして確認をし、そのために、一人一人の学生に

確かな「知力」を身につけさせ、「人間力」を涵養することに努めることを定めた。提供する授業が、学生に「学問」と現実社会とのつながりを意識させ、学問を通じた自己の成長を促す契機となるよう、努めていくことが謳われている。こうした本学の教育理念・目標を達成するためには、教育・研究活動の一層の向上と充実を図る必要があり、教員一人一人の「教育力」「研究能力」を高めることが不可欠である。本学の教員がそれぞれのキャリアステージに見合った能力を発揮できるよう、教員間の協働の場を創出することが、「FD委員会」の目的である。

## 2. FD委員会の具体的活動

FD委員会が取り組む事項は、以下の事項となっている。

- (1) 授業の内容及び改善の方策に関する事項
- (2) 研究会及び講習会の開催に関する事項
- (3) 学生による授業評価の実施、結果の分析及び利用に関する事項
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

具体的な活動として、FD委員会は、CETL及び各学部教授会と連携し、年1回の「FDフォーラム」を開催することに加え、毎月のように開催される「FDセミナー」を実施している。各学部では、学外のFD研修を含め、個々の教員がこうしたFD活動に年間3回以上参加することを呼びかけている。

FD委員会では、設置と同時に、同委員会の独自のホームページを立ち上げ、これらの活動状況等を広く発信している。 ※創価大学FD委員会 <http://fd.soka.ac.jp/>

【資料13】 創価大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

## 3. FD活動の目標

開設以来、FD委員会が、目標として掲げ、推進してきたのは、「学生の授業外学習時間の増加」であった。教員相互間での工夫を共有しながら、授業アンケートによって、確認を重ねてきた。その結果としては、大幅な増加とは言い難いが、着実に効果をあげてきている。

平成23年度よりは、「授業外学習時間」増加のために、目標設定をさらに具体化し、「シラバスの充実」を新たな目標として掲げ、取組を開始している。履修学生に対し、授業に臨むための予習に関して、より具体的な表記を工夫することを軸に、取り組み始めているところである。

4. 大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取組について

(1) 創価大学職員研修の経過と具体的な取組み

創価大学は、平成 18 年度にそれまで単発的に実施していた職員研修内容を全体的に見直し、平成 19 年度より、本学の事務職員として、教育研究活動等の適切かつ効率的な運営を担い、大学職員として必要な知識やスキル等を習得することを目指し、「研修を通して目指すべき職員像」を策定した。あわせて、当時の大学運営を担う事務職員の部課長から「職員に求められる能力」等についてのアンケート調査を行い、「創価大学職員コンピテンシー」を定め、各階層別に求められる能力を明示して、全専任職員を対象に各階層別職員研修を実施することにした。これにより、階層別研修の目的と位置づけが明確になった。この他、より向上心の高い職員に対しては、非階層別研修として、他大学での研修や学外研修機関への派遣も継続して実施している。

平成 24 年度には、本学の中長期計画として示された「創価大学グランドデザイン」達成に向けた職員の姿勢やアクションイメージについても明示し、職員研修を実施している。

これらの職員研修プログラムの検討、実施及び運営等については、人事部以外の所属部署の職員も含む「職員研修委員会」を月 1 回程度開催し、推進する体制となっている。職員研修委員会では、職員研修の年間計画及び各研修内容の検討、各研修の運営や実施後のアンケート調査、次年度研修への改善事項などを検討している。

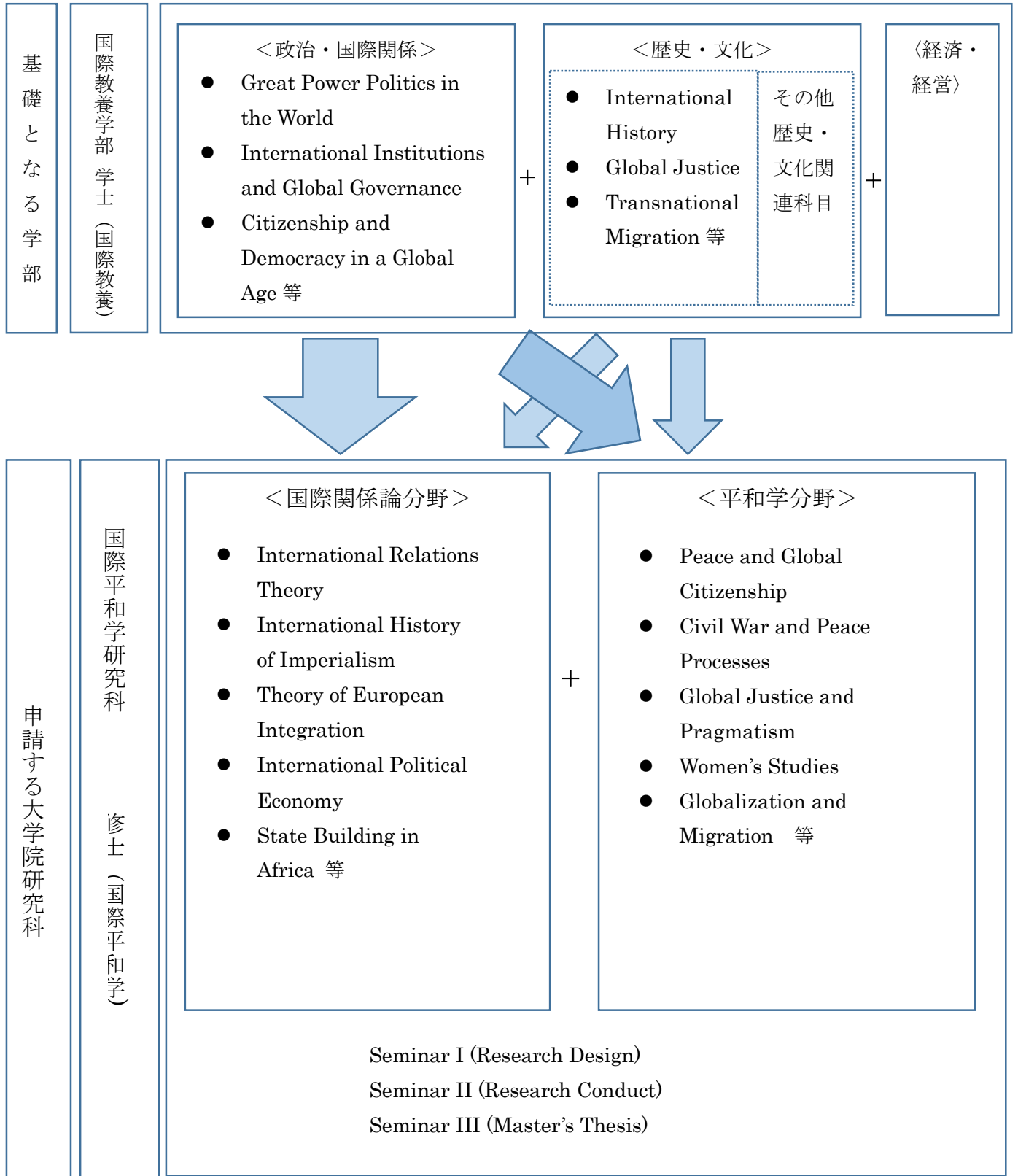
(2) 現在の取組みと職員業務評価制度との連動

平成 26 年度には SGU 事業の採択を受け、上記の職員研修に加え、業務を英語で遂行することが可能な職員（TOEIC730 点以上）を育成するため、職員英語研修も実施している。また、TOEIC730 点以上のスコアを有する職員を対象に、海外 SD 研修として、①海外フィールドワーク研修（本学交流校等へ海外高等教育や関連業務の調査などを行なう）や、②学生の海外語学研修引率者として派遣を行っている。

そして、平成 28 年度には、職員業務評価制度を全学稼働させることができた。職員業務評価制度では、職員研修プログラムに示された「求められる能力」を踏まえた評価基準となっており、職員の「業務評価制度」と「研修制度」との連動により、本学の教育研究・管理運営に対して全体の関心と学習意欲を持った職員への更なる成長の促進を図る体制を整えることができた。

今後は、職員の業務評価制度の運用と研修制度の着実な実施をとおして、本学の教育研究活動等の運営を担い、大学職員として必要な知識やスキル等を習得した職員への成長を促進するとともに、創価大学グランドデザイン達成へ向けて取り組んでいく。

教育研究領域関係図



改正

平成19年4月1日

平成23年3月24日規程第18号

平成27年1月31日規程第39号

創価大学教員の選考および任用手続に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、本学教員の選考および任用手続について定める。

- 2 この規程における本学教員とは、各学部には所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をいう。
- 3 大学院、専門職大学院、日本語・日本文化教育センター、学士課程教育機構及び研究所等に所属する教員の手続は、この規程を準用するものとする。
- 4 契約教員が、任用期間を定めない本学教員に変更する場合の任用手続は、この規程を準用するものとする。

(候補者の推薦)

**第2条** 本学教員を任用しようとするときは、各学部長はその旨を各学部教授会にはかり、期限を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。なお、候補者を公募することもできる。

- 2 ただし、契約教員が、任用期間を定めない本学教員に変更する場合は、前項の手続を省略することができる。

(選考委員)

**第3条** 前条の候補者の推薦があったときは、学部長は学部教授会にはかり、専任教員のなかから2人以上の選考委員を委嘱しなければならない。

- 2 必要と認めるときは、専任教員のなかから専門委員を委嘱することができる。

(招集)

**第4条** 選考委員会は、学部長が招集し、その議長となる。

- 2 学部長に支障のあるときは、学部長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(選考基準)

**第5条** 選考委員会は、選考にさいして「創価大学教員昇任基準」(昭和47年3月23日内規第2号)に準じて候補者を選考する。

- 2 助教については、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 博士の学位を取得し、かつ専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有するもの

(2) 前号の該当者と、同等以上の学識経験を有すると認められるもの

3 前項にかかわらず、看護学部及び学士課程教育機構の助教は、修士の学位を取得し、かつ専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有するものとする。

(選考)

**第6条** 選考委員会は、候補者について直ちに教育研究業績の審査を開始し、1か月以内にその結果を学部教授会に報告しなければならない。

2 選考委員会は、候補者に、研究業績、教育業績、社会貢献の業績等を示す資料の提出を求めることができる。

(議決)

**第7条** 前条第1項に定める報告があったときは、教授会は次回の会議において可否を議決しなければならない。

2 前項の教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報告)

**第8条** 前条の規定により、候補者の議決があったときは、学部長はすみやかに学長に対し、教授会の意見として報告しなければならない。

#### 附 則

この規程は、昭和56年12月22日から施行する。

#### 附 則 (平成19年4月1日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成23年3月24日規程第18号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27年1月31日規程第39号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。



**改正**

昭和59年6月22日

昭和62年11月10日

平成6年2月1日

平成11年11月27日

平成13年12月11日

平成15年4月1日

平成19年4月1日

平成23年3月18日内規第14号

創価大学大学院教員選任基準

大学院に設置する科目の担当者を選任する場合は、下記の基準による。

**第1条** 大学院教員に選任できる者は、高度の研究業績並びに高度の教育研究上の指導能力及び識見を有すると認められる者であって、次の要件のいずれかに相当する者、又は、それと同等以上と認められる者とする。

(1) 博士前期課程担当

ア 経済学研究科・法学研究科・文学研究科

(ア) 教授である者

(イ) 准教授として3年以上の教歴又は同等以上の研究歴を有し、かつその担当する専門分野について最近における研究上の業績が相当顕著な者

(ウ) 前号と同等以上の学識経験を有すると認められる者

イ 工学研究科

(ア) 教授であり、かつその担当する専門分野について博士の学位（又は同等以上の顕著な研究業績）を有した上、最近における研究上の業績が顕著な者

(イ) 准教授であり、かつその担当する専門分野について博士の学位（又は同等以上の顕著な研究業績）を有した上、最近における研究上の業績が相当顕著な者

(ウ) 前号と同等以上の学識経験を有すると認められる者

(2) 博士後期課程担当

ア 経済学研究科・法学研究科・文学研究科においては、教授の教歴（ただし、博士前期課程

担当2年以上の教歴)又は同等以上の研究歴を有し、その担当する専門分野について博士の学位(又は同等以上の顕著な研究業績)を有した上、最近における研究上の業績が極めて顕著な者

イ 工学研究科においては、教授または准教授で、博士前期課程担当2年以上の教歴、又は同等以上の研究歴を有し、その担当する専門分野について博士の学位(又は同等以上の顕著な研究業績)を有した上、最近における研究上の業績が極めて顕著な者

ウ 前号と同等以上の学識経験を有すると認められる者

**第2条** 選任は、原則として基礎となっている学部の教授とする。ただし、他学部にも所属している教員であっても、その専門分野について、第1条に準じ十分な資格を有すると認められる者は選任することができる。

**第3条** 客員教授又は非常勤講師で、その専門分野について十分な資格を有すると認められる者については、大学院の担当を委嘱することができる。

附 則(昭和59年6月22日)

この基準は、昭和59年6月22日から施行する。

附 則(昭和62年11月10日)

この基準は、昭和62年11月10日から施行する。

附 則(平成6年2月1日)

この基準は、平成6年2月1日から施行する。

附 則(平成11年11月27日)

この基準は、平成11年11月27日から施行する。

附 則(平成13年12月11日)

この基準は、平成13年12月11日から施行する。

附 則(平成15年4月1日)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 既に後期合(3号資格)を有する教員については、向こう3年(平成18年3月末まで)の期間において、博士後期課程担当に相当する業績をあげるまでは、その資格を保留する。なお、本経過措置の適用に当たっては、後期合への昇任審査の対象とした業績をも審査の対象とすることができる。ただし、博士課程担当の趣旨から判断して、審査の対象とすることが相当でないものについては、この限りではない。

附 則(平成19年4月1日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月18日内規第14号）

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

**改正**

昭和58年4月1日  
平成12年2月5日  
平成13年5月26日  
平成14年4月1日  
平成15年3月27日  
平成17年4月1日  
平成19年4月1日  
平成20年4月1日  
平成21年3月28日  
平成22年3月27日規則第5号  
平成23年3月24日規則第3号  
平成25年3月29日規則第2号  
平成26年3月22日規則第4号  
平成28年3月25日規則第4号

学校法人創価大学教育職員就業規則

**第1章 総則**

(目的)

**第1条** この規則は、学校法人創価大学（以下「本学」という。）教育職員の就業に関する事項を定める。

(教育職員の定義)

**第2条** この規則において教育職員（以下「教員」という。）とは、専任の教授、准教授、講師及び助教をいう。

2 非常勤講師、客員教員などについては、別に定める。

**第2章 人事**

(人事手続及び任免)

**第3条** 教員の人事手続及び任免に関しては、学校法人創価大学人事手続規則による。

(サービスの遵守)

**第4条** 教員は、本学の建学の精神及び教育方針を遵守し、創価大学教員倫理綱領及び創価女子短期大学教員倫理綱領に則り、本学の教育研究事業の使命を達成するために、その職務に専念しなければならない。

2 教員は、職場の秩序を保持し、業務の正常な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 職場の規律及び風紀を乱さないこと。
- (2) この規則及び本学の諸規定を遵守すること。
- (3) 所属長の職務上の指示命令に従うこと。
- (4) 正当な理由無く休講したり、無断で欠勤、遅刻、早退又は職場離脱をしないこと。
- (5) 本学の信用を傷つけ又は損害を与える行為をしないこと。
- (6) 業務上の機密事項や重要な情報を他に漏らしたり、改ざんするなどしないこと。
- (7) 職務上の地位を利用して、自己のために金銭、物品等の利益の融通し又は贈与を受けないこと。
- (8) キャンパス・ハラスメントに該当する行為により、他人を傷つけ、又は職場の環境を乱さないこと。
- (9) 公的研究費、各種補助金及び本学の研究費の使用については、法令及び当該研究費の使用規程等を遵守すること。
- (10) 在籍のまま、許可なく他に雇用され又は他に事業を営まないこと。
- (11) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法という。」）に基づき、本学からの個人番号の提供の求め及び本人確認に協力すること。
- (12) 個人情報保護及び番号法上の特定個人情報保護に関する本学の諸規定を遵守すること。

(任用者の提出書類)

**第5条** 教員に任用された者は、次の書類を人事部に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 教員名簿
- (3) 住民票記載事項証明書 外国籍の場合は、登録原票記載事項証明書もしくは外国人登録証明書の写し又はパスポートの写し
- (4) 源泉徴収票（前職者のみ）
- (5) 番号法に定める個人番号カード、通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書

(6) 前号の通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書に記載された事項が、その者に係るものであることを証するものとして番号法に定める書類

(7) その他本学が必要とする書類

(昇任)

**第6条** 教員の昇任等に関する事項は、本学教員昇任手続に関する規程及び本学教員昇任基準による。ただし、通信教育部教員については別に定める。

### 第3章 勤務

(勤務時間及び休憩時間)

**第7条** 教員の勤務時間は、学校法人創価大学教員授業担当規程（以下「授業規程」という。）により、労働基準法所定の範囲内で、始業及び終業時間を教員ごとに割りふる。

2 前項の勤務時間が、一日8時間を超えるとき、又は授業が午前と午後にまたがるときは、1時間の休憩時間を与える。

3 任期のある助教、通信教育部及び研究所の教員に関する勤務については別に定める。

(超過時間担当)

**第8条** 授業運営の都合により、授業規程に定める責任時間を超えて授業を担当させることができる。ただし、一日10時間を限度とする。

(職務)

**第9条** 教員は、授業規程に定める授業を担当するほか、教育研究に必要な職務を担当する。

2 任期のある助教、通信教育部及び研究所教員の職務は、別に定める。

(出勤及び退出)

**第10条** 教員は、出勤及び退出のときは次の事項を守らなければならない。

(1) 授業を担当する教員は授業の時刻までに、研究所教員（所員）にあつては所定の出勤時刻までに出勤すること。

(2) 退出のときは、自己の保管する物品を整理収納すること。

(外出及び出張)

**第11条** 教育研究及び業務上必要あるときは、教員に対して出張及び外出を命ずることができる。

(欠勤の手続)

**第12条** 傷病その他やむを得ない事由で欠勤するときには、あらかじめ、その事由と、予定日数を届出なければならない。ただし、事前に届出る余裕のないときは、始業時刻前に電話等により連絡するように努め、事後速やかに届出なければならない。

2 傷病欠勤が7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添付して届出なければならない。

(出勤の取扱い)

**第13条** 教員が次の各号に該当するときは、所属長の承認により、これを出勤したものとみなす。

- (1) 業務上の傷病により療養を要するとき。
- (2) 選挙権その他公民としての権利を行使し、又は所属長の承認により、公の職務を執行するとき。
- (3) 天災その他災害等により、やむを得ず出勤できないとき。
- (4) その他前各号に準じて、やむを得ない事由があると認められるとき。

#### 第4章 休日及び休暇

(休日)

**第14条** 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ただし、第7条第1項の規定により教員ごとに授業担当時間を割りふられた場合は、この限りではない。
- (3) その他本学の定めた休日

(年次有給休暇)

**第15条** 年次有給休暇は、労働基準法の定めるところによる。

(産前産後の有給休暇)

**第16条** 女性教員が出産に際し、本人からの申し出があった場合は、産前6週間（多胎妊娠の場合は、産前14週間）の産前有給休暇を付与する。

2 女性教員の産後8週間は産後産後有給休暇とし、就業を禁止する。ただし、産後6週間を経過した後、本人から就業の申し出があった場合は、医師が認めた場合に限り就業を認める。

(育児休業及び介護休業)

**第17条** 教員の育児休業及び介護休業については、学校法人創価大学育児休業・看護休暇規程及び学校法人創価大学介護休業・介護休暇規程による。

#### 第5章 教員の義務

(義務)

**第18条** 教員は、本学の諸規程及び所属長の指示に従い、互いに協調し、誠実にその職務を遂行し、本学の発展に努めなければならない。

(機密保持)

**第19条** 教員は、職務上知ることのできた機密事項を漏らしてはならない。

(届出)

**第20条** 教員は、次に掲げる事項について変更又は異動があるときは、速やかに届出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 姓名
- (3) 扶養家族
- (4) その他人事処理に必要な事項

(私用禁止)

**第21条** 教員は、本学の物品を私用に供し、あるいは許可なくして外部に持ち出してはならない。

## 第6章 休職、復職、退職及び解職

(休職)

**第22条** 教員が、次の各号の一に該当するときは、休職を命ずる。

- (1) 業務外の事由による同一または類似傷病により欠勤開始日より1年以内に欠勤が180日を超えたとき。ただし、勤続1年未満の教員は欠勤開始日より1年以内に欠勤が90日を超えたとき。
- (2) その他業務に著しく支障をきたし、理事会が休職の必要があると認めたとき。

2 前項第1号により休職となった教員が復職した後、1年以内に同一又は類似傷病を理由として欠勤したときは、理事会の判断により、再休職を命ずることがある。

3 第1項において、欠勤が土日及び祝日の休日をはさんで連続する場合は、その休日も欠勤日数に計算する。

(休職期間)

**第23条** 前条の規定による休職期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号による休職期間

勤続1年未満 6か月

勤続5年未満 1年

勤続10年未満 1年6か月

勤続10年以上 2年

- (2) 前条第1項第2号による休職期間

理事会が必要と認めた期間



2 前条第2項により再休職となった場合、復職日から再休職発令日までの同一又は類似傷病を理由とする欠勤日数並びに再休職期間は前の休職期間に通算する。

**第24条** 休職期間中の在職期間は、次により計算する。

(1) 第22条第1号に該当して休職したときは、休職期間の100分の50を在職期間に算入する。

(2) 同条第2号及び第3号に該当して休職した場合には、そのつど決定する。

(復職)

**第25条** 第22条により休職した者の復職の可否は、本人からの申し出により、理事会が判断する。

2 同条第1項第1号及び第2号により休職した者が復職しようとするときは、本学産業医が指定する医師の診断書並びに本学が指示する書類を提出しなければならない。

(退職)

**第26条** 教員が、次の各号の一に該当するときは、退職とする。

(1) 死亡したとき。

(2) 退職を願出て承認されたとき。

(3) 休職期間が満了したとき。

(退職願)

**第27条** 教員が退職しようとする場合は、少なくとも30日前までに、退職願を所属長を経て、理事長に提出しなければならない。

(解職)

**第28条** 教員が、次の各号の一に該当する場合には、解職することができる。

(1) 就業実績が著しく不良で、改善の見込みがないとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(4) 前各号に準ずる事情により、その職に必要な適格性を欠くとき。

(5) 組織の統廃合、予算額の減少で業務の縮小が避けられないなど、本学のやむを得ない業務上の都合があるとき。

**第29条** 前条の規定にかかわらず、傷病のため休業する期間、及びその後30日間は解職しない。

## 第7章 定年

(定年)

**第30条** 教員の定年は満65歳とし、定年に達した者は、その学年度の末日を退職日とする。

2 ただし、前項にかかわらず、平成14年3月末日以前に就任した教員（インストラクターを除く）

の定年は70歳、昭和56年3月末日以前に就任した教員（インストラクターを除く）の定年は73歳とする。

- 3 専任教員の選択定年制に関しては、学校法人創価大学教育職員の選択定年制に関する規程による。

## 第8章 給与及び退職金

第31条 教員の給与及び退職金に関する事項は、別に定める。

## 第9章 安全及び衛生

(予防)

第32条 教員は、職場の整理整頓に努め、火災、盗難等の予防に留意しなければならない。

(災害時の処置)

第33条 教員は、非常災害が発生したときは、互いに協力して、被害を最少限に止めるよう努力しなければならない。

(健康診断)

第34条 本学は教員に対し、毎年1回健康診断を行う。教員は健康診断を必ず受診することとする。

- 2 健康診断の結果、特に必要がある場合には就業の制限、業務の転換、その他健康保持に必要な処置を講ずる。
- 3 本人の健康または業務に支障が生じる恐れがある場合には、産業医の指示に基づき、健康診断の受診を命じることができる。

(就業禁止)

第35条 教員が産業医又はその他専門医の診断により、次の各号の一に該当すると判断された場合は、就業を禁止する。

- (1) 病毒伝播の恐れのある伝染性の疾病にかかった者
- (2) 精神疾患のために自身又は他人に害を及ぼす恐れのある者
- (3) 心臓・腎臓・肺等の疾病で就業により病勢が著しく悪化するおそれのある者
- (4) その他傷病等により医師が就業不相当と認めた場合、及び本学が安全配慮義務上、必要があると認めた場合

- 2 就業禁止日は欠勤として取り扱う。

(母性保護)

第36条 本学は、女性教員が妊娠中及び出産後の健康管理のため、母子保健法の規定又は健康審査に基づく指導事項を守ることができるよう、就業に関して必要な措置を講ずる。

## 第10章 災害補償

(災害補償)

**第37条** 教員が業務上、傷病又は死亡したときは、法令に定めるところにより補償する。

## 第11章 表彰及び懲戒

(表彰及び懲戒)

**第38条** 表彰及び懲戒は、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

(表彰)

**第39条** 教員が、次の各号の一に該当するときは表彰する。

- (1) 永年勤続して功労があったとき。
- (2) 表彰に価する行為のあったとき。

(表彰の方法)

**第40条** 表彰は、次の各号の一又は二以上をあわせて行う。

- (1) 表彰状の授与
- (2) 賞品の授与
- (3) 賞金の授与

(懲戒の事由)

**第41条** 教員が、次の各号の一に該当するときは、懲戒する。

- (1) 本学の建学の精神及び教育方針に著しく反する言動のあったとき。
- (2) 正当な理由なく、この規則又は本学の諸規定に違反したとき。
- (3) 所属長からの職務上の指示命令に従わず、職場の秩序を乱したとき。
- (4) 無断で欠勤、遅刻、早退又は職場離脱をしたとき。
- (5) 本学の信用を傷つけ又は損害を与えたとき。
- (6) 業務上の機密事項や重要な情報を他に漏らしたり、改ざんするなどしたとき。
- (7) 採用時の書類に、経歴を偽るなど虚偽の記載があったとき。
- (8) キャンパス・ハラスメントに該当する行為により、他人を傷つけ、又は職場の環境を乱したとき。
- (9) 他人に対し、暴行・脅迫を加え業務の遂行を妨げたとき、又は刑法その他の法律に触れ、反社会的行為を行ったとき。
- (10) 公的研究費、各種補助金及び本学の研究費の使用について、法令及び当該研究費の使用規程等に違反したとき。

- (11) 在籍のまま、許可なく他に雇用され又は他に営業をなしたとき。
- (12) 個人情報保護及び番号法上の特定個人情報保護に関する本学の諸規定に違反したとき。
- (13) その他、前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

(懲戒の種類)

**第42条** 懲戒は、次の区分により行う。

- (1) 譴責 譴責のうえ、将来を戒める。
- (2) 減給 譴責のうえ、労働基準法に定める範囲内において減給する。
- (3) 停職 3ヵ月を限度として職務及び職場への立ち入りを停止する。この間の給与は支給しない。
- (4) 降職 譴責のうえ、役職を降任あるいは解任し、または資格を降格する。
- (5) 諭旨免職 退職願の提出を勧告し退職とする。これに応じない場合は懲戒免職とする。なお、退職金を減額することができる。
- (6) 懲戒免職 即時解雇し、退職金の全部を支給しない。この場合、労働基準監督署の認定を受けたときは、予告手当（平均賃金の30日分）も支給しない。

2 懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、学校法人創価大学懲戒手続規程の定めるところによる。

(賠償責任)

**第43条** 前条による懲戒処分のほか、本学が受けた損害の全部、又は一部を賠償させることができる。

(審査委員会)

**第44条** 第42条に定める懲戒は、別に定める審査委員会で審査し、理事会の議を経て決定する。

(管理監督者の責任)

**第45条** 教員が懲戒処分を受けたときは、事情により、管理監督者についても懲戒することがある。ただし、管理監督者が当該教員に注意を与えるなど、防止に必要な措置を講じた場合はこの限りでない。

(懲戒決定前の取扱い)

**第46条** 大学は、懲戒事項に該当する行為があった教員に対し、懲戒処分決定まで就業を禁止することができる。

## 第12章 福利及び厚生

(福利厚生)

第47条 教員は、本学の福利厚生施設を利用することができる。

### 第13章 補則

第48条 この規則に定めない事項で、労働基準法、その他の法令に定めのある事項は、それらの法令の定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 学校法人創価大学就業規則（昭和46年規則第1号）は、廃止する。
- 3 昭和56年3月末日以前に就任した教員についての、**定年**及び退職金の支給については、この規則第27条（**定年**）にかかわらず、経過措置として別に定める。

#### 附 則（昭和58年4月1日）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成12年2月5日）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成13年5月26日）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

#### 附 則（平成14年4月1日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第27条1項にかかわらず、平成14年3月末日以前に就任した教員（特任教員及びインストラクターを除く）の**定年**は70歳、昭和56年3月末日以前に就任した教員（特任教員及びインストラクターを除く）の**定年**は73歳とする。
- 3 **定年**に関する経過措置規程（昭和56年4月1日施行規程第81号）は廃止する。

#### 附 則（平成15年3月27日）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成17年4月1日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年4月1日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年4月1日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成21年3月28日）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月27日規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月24日規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月22日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月25日規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## ○創価大学人を対象とする研究倫理規程

### 前文

創価大学の「創価」とは、価値の創造を意味する。その価値の中心は生命にほかならない。生命の尊厳を至高の価値とする平和社会の建設に向かって挑戦を続け、いかなる困難にあっても価値の創造をやめない—そうした人格、すなわち「創造的人間」の育成こそ、創価大学の使命である。

この使命と責任を考えると、ここに大学人としての倫理が自ずと要請されてくる。基本的人権を尊重し、知的誠実を貫徹し、社会的責任を果たすことは当然の責務であるが、さらに本学のもつ崇高な使命と目的を十分に理解し、実践することにより、本学の発展ならびに人類の平和に寄与すべきである。

その実現の礎として本規程を定め、本学における人を対象とする研究活動に携わる全ての者が遵守すべき倫理的な行動規範とする。

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** 本規程は、創価大学（以下「本学」という。）の内外において人を対象とする研究・調査活動に携わる者が、前文の精神に則って行動する際に必要な事項を定めることによって、本学の研究・調査に対する信頼の向上に資することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「研究・調査」とは、個人または集団を対象に、その行動、心身もしくは環境等に関する情報を収集し、またはデータ等を採用する作業を含み、その実施と成果の公表において倫理的配慮を求められる研究・調査をいう。
- (2) 「研究者」とは、前号の研究・調査に従事する者をいう。

#### (適用範囲)

**第3条** 本規程は、本学に所属する教職員及び大学院生による学内外の人を対象とする研究・調査、ならびに本学構成員を対象とする学外者による研究・調査に適用する。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 本学の教育職員による教育、本学の事務職員による事務等の日常の業務の一環として実施される研究・調査
- (2) 使用する情報が公的に入手可能な既存のものであり、いかなる手段によっても研究対象者

が特定できない研究・調査

(3) 以下のすべての条件を満たす研究・調査

- ① 対象者保護に適切に配慮している
- ② 個人情報を取り扱わない（無記名調査等）
- ③ データ収集を研究と直接関係のない他機関や会社等に業務委託していない
- ④ 研究結果あるいは対象者保護に影響を及ぼす恐れのある経済的利益関係がない
- ⑤ 映像、音声のデータを収集していない
- ⑥ 社会的弱者になりやすい特徴を有する集団を研究対象としていない
- ⑦ 研究対象者に対し、心理的な負荷や危害を及ぼさない
- ⑧ 質問紙調査等において、すべての質問内容や項目に、社会的生活で経験する範囲を超えているものが含まれていない
- ⑨ 研究目的等の虚偽の説明を用いる手続き（ディセプションの手続き）が含まれていない
- ⑩ 研究資金提供先や研究成果公表学術雑誌などの外部機関から倫理審査の承認を受けることを要請されていない

## 第2章 研究倫理

（研究倫理に関する遵守事項）

**第4条** 研究者は研究・調査を行うに当たり、次の事項を遵守する。

- (1) 生命の尊厳と人権の尊重
- (2) 研究・調査対象者への十分な事前説明と自由意思による同意
- (3) 個人情報の保護の徹底
- (4) 本学の品位および名誉に対する配慮
- (5) 本規程および研究領域ごとの倫理基準（「看護研究における倫理指針」等）に基づく研究計画の作成および実施
- (6) 研究・調査上得た情報の適切な利用・管理

（インフォームド・コンセント）

**第5条** 研究者が研究・調査を行う際は、研究・調査対象者に対して、以下の項目について事前に分かりやすく説明し、自由意思による同意を得なければならない。

- (1) 研究・調査への参加は任意であり、参加に同意しない場合もいかなる不利益を受けないこと。また、同意はいつでも不利益を受けずに撤回することができること。
- (2) この研究・調査の意義、目的および方法、参加に要する期間。



- (3) 対象者に選ばれた理由。
  - (4) 研究者の氏名および職名。
  - (5) 予測されるリスク、危険、または不快な状態。
  - (6) 研究・調査に参加することにより予測される対象者にとって、または社会にとっての利益。
  - (7) 個人データの取り扱いについて（守秘の方法、保存の期間など）。
  - (8) この研究・調査に関する問い合わせ先、および苦情等の窓口の連絡先。
  - (9) 研究・調査結果の公表の可能性。
  - (10) 対象者は研究・調査参加に関する説明書および同意書の写しを得ること。
- 2 同意を得る際は、前項の項目を明記したインフォームド・コンセントに、自署またはこれに準じる意思表示をすることによって、同意の意思を確認しなければならない。
- 3 第7条第2号に定める委員会（以下「研究倫理委員会」という。）が以下のいずれかの項目に該当すると認めた場合、第1項の項目の一部または全部について免除または代諾の承認をすることができる。
- (1) 対象者にとって最小限の危険（日常生活で被る身体的、心理的または社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超えない範囲の研究である場合。
  - (2) インフォームド・コンセントの免除または代諾の承認をすることが、対象者の権利や福利に不利益を生じない場合。
  - (3) インフォームド・コンセントの免除または代諾の承認をしないと、研究を実行できない場合。ただし、この場合には、対象者は、研究・調査に参加した後に、研究・調査に関する情報の提供を受ける。
- (成果の公表)

**第6条** 第3条の但し書きに関わらず、研究・調査の成果を公表する際は、その公表計画について事前に研究倫理委員会の承認を得ることとする。

### 第3章 最高管理責任者及び実施機関

(管理体制)

**第7条** 研究に係る倫理を保持するため、次のとおり責任者及び実施機関を置き、その運営・管理に係る責任及び権限を定める。

- (1) 学長は最高管理責任者として、研究に係る倫理の管理について本学全体を統括し、最終的

な責任を負う。

- (2) 本学に、「創価大学人を対象とする研究倫理委員会（英文名称：Institutional Review Board for Human Research）」を置き、研究倫理に関する立案、勧告及び審査を行う。

（研究倫理委員会の組織）

**第8条** 研究倫理委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員長、副委員長及び委員は学長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（研究倫理委員会の審査手続き）

**第9条** 審査手続きは委員長の判断にもとづき、以下のいずれかとする。

(1) 委員長決裁

(2) 簡易審査

(3) 本審査

- 2 委員長決裁は委員長が審査する。この場合、委員長は必要に応じて、研究倫理委員会委員の意見を聴取することができる。

- 3 簡易審査は、委員長を部会長とする審査部会による会議もしくは回議により審査する。

- 4 本審査は研究倫理委員会を開催して審査する。

- 5 審査結果に対し、申請者から異議申し立てがあった場合は、研究倫理委員会による再審査を行う。その際、研究倫理委員会は必要に応じて専門家の意見を聴取することができる。

- 6 研究倫理委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞したあとも同様とする。

- 7 審査手続きの詳細は別に定める。

（事務組織）

**第10条** 研究倫理委員会の事務は、学事課が担当する。

（改廃）

**第11条** この規程の改廃は、研究倫理委員会の議を経て、大学教育研究評議会がこれを行う。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

○創価大学人を対象とする研究倫理審査手続に関する細則

(趣旨)

**第1条** この細則は、創価大学人を対象とする研究倫理規程（以下、「研究倫理規程」という）第9条第7項により、人を対象とする研究倫理審査手続について定める。

(申請)

**第2条** 人を対象とする研究倫理審査を希望する者は、所定の「人を対象とする研究倫理審査申請書」に記入し、以下に掲げる書類を添えて、人を対象とする研究倫理委員会（以下、「委員会」という）に提出しなければならない。

(1) 研究対象者に対する説明書、研究参加への同意書などのインフォームド・コンセント関係書類（研究倫理規程第5条第3項により、委員会が免除を認めた場合は不要とする）

(2) アンケート調査項目案、インタビュー項目案などの調査内容関係書類

(3) 研究者の履歴書（本学構成員を対象とする学外者による研究・調査の場合に限る）

(4) 協力機関責任者の同意書（学外機関の協力を得て実施される研究・調査の場合に限る）

2 前項第4号の学外機関の協力を得て実施される研究・調査のうち、委員会の審査前に協力機関責任者の同意書を取得することが困難な場合は、その理由書を提出して委員会の了承を得なければならない。

3 申請期限は毎月15日とし、月ごとにまとめて審査する。

(1) 15日が日曜もしくは祝日の場合は、次の平日を申請期限とする。

(2) 8月は原則として審査を行わないものとする。

4 本学大学院生の学位論文に係る研究において学内外の人を対象とする研究・調査を計画している場合は、論文提出期限の4カ月前までに申請しなければならない。

5 本学教職大学院生が、本学の連携協力校あるいは本人の所属校で研究・調査を計画している場合は、教職大学院「研究倫理事前審査会」（以下、「事前審査会」という）が委員会に代わって審査を行うものとする。

(1) 事前審査会の審査手続きの詳細は別に定める。

(2) 事前審査会は審査の結果を委員会に報告する。

(3) 事前審査会が必要と判断した場合は、委員会が審査を行う。

(審査区分)

**第3条** 委員会の委員長が、研究倫理規程第9条にもとづき審査手続を判断する基準は以下のとお

りとする。

(1) 学内の研究者が自らの授業における通常の教育活動を通じて、研究に使用する意図なく収集したデータを、収集後に研究目的で使用する場合、あるいはその成果を公表しようとする場合は、「委員長決裁」とする。ただし、この場合のデータはグループやクラス規模で処理され、個人が特定できない状態で記述されたものに限る。

(2) 委員会よりすでに承認を得ている研究計画の継続申請、ならびに学内の研究者または研究協力者が、通常の教育活動を通じて研究目的で計画的に調査を行おうとする場合は、「簡易審査」とする。

(3) 第1号及び第2号に該当しない研究・調査、並びに委員会の委員長が必要と判断した場合は、「本審査」とする。

(審査の判定)

**第4条** 審査の判定は、以下のいずれかとする。

(1) 承認

(2) 条件付き承認

(3) 継続審査

(4) 不承認

2 研究計画が研究倫理規程に則ったものであり、修正を必要としない場合は、「承認」とする。

3 研究計画に、軽微な修正を必要とする事項が認められた場合は、「条件付き承認」とする。委員会は研究者に修正を必要とする事項を通知し、委員会による修正結果の確認をもって「承認」とする。

4 研究計画に、大幅な修正を必要とする事項が認められた場合は、「継続審査」とする。研究者は研究計画を見直し、再度審査を申請することができる。この審査の申請手続は第2条に準じる。

5 研究計画が研究倫理規程第4条に抵触すると認められた場合は「不承認」とする。

(異議申し立てによる再審査)

**第5条** 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。異議申し立てによる再審査の申請があった場合は、研究倫理規程第9条第5項により、委員会による本審査を行う。

(計画の変更・中止)

**第6条** 研究者が、承認された研究計画を変更する場合は、事前に所定の様式を委員会に提出し、

承認を得るものとする。

- 2 委員会が変更内容について研究倫理規程第4条に抵触すると認めた場合は、委員会は当該研究・調査を一時中止、または終了させることができる。

(研究終了の報告)

**第7条** 研究者は、承認された研究計画終了後、委員会が求めた場合は、速やかに所定の様式を委員会に提出し、終了した旨を報告するものとする。

(庶務)

**第8条** 審査手続の事務は、学事課が担当する。

(改廃)

**第9条** この細則の改廃は、委員会の議を経て、大学教育研究評議会がこれを行う。

#### 附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成26年9月29日）

この細則は、平成26年10月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成28年6月20日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

## 国際平和学研究科 履修モデル

修了要件単位:32単位以上

○ Core Courses (必修科目) 14単位

○ Electives (選択科目)18単位以上 (但しInternational RelationsとPeace Studiesからそれぞれ6単位以上を含む)

科目区分		セメスター毎 履修科目				履修単位計
		1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	
Core Courses		International Relations Theory (4単位)	Seminar I (Research Design) (2単位)	Seminar II (Research Conduct) (2単位)	Seminar III (Master's Thesis) (2単位)	14
		Peace and Global Citizenship (4単位)				
Electives	International Relations	International Political Economy (2単位)	Theory of European Integration (2単位)	Public Policy for Global-Regional Development (2単位)		8
			Political Economy of International Trade and Finance (2単位)			
	Peace Studies		Global Justice and Pragmatism (2単位)	Civil War and Peace Processes (2単位)	Globalization and Migration (2単位)	8
				Philosophy and Human Rights (2単位)		
Internships	Internship I (通年 2単位)				2	
履修単位計		10	10	8	4	32

## 国際平和学研究科 修士課程 &lt;春学期&gt;

## Graduate School of International Peace Studies Master's Program &lt;Spring Semester&gt;

科目名 Course title	教員名 Instructor	授業教室 Classroom
<b>月曜日 2 時限 Monday 2nd period ( 1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 1 5 )</b>		
State Building in Africa	Nikolas George Emmanuel	AW914教室

<b>月曜日 3 時限 Monday 3rd period ( 1 3 : 0 5 ~ 1 4 : 3 5 )</b>		
Peace and Global Citizenship (2 khoma per week: Thu 1st)	Minoru Koide	AW901 教室

<b>火曜日 2 時限 Tuesday 2nd period ( 1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 1 5 )</b>		
Philosophy and Human Rights	Tracey Jane Nicholls	AW1002教室

<b>火曜日 3 時限 Tuesday 3rd period ( 1 3 : 0 5 ~ 1 4 : 3 5 )</b>		
International Relations Theory (2 khoma per week: Fri 3rd)	Vesselin Ivanov Popovski	AW901 教室

<b>水曜日 3 時限 Wednesday 3rd period ( 1 3 : 0 5 ~ 1 4 : 3 5 )</b>		
Civil War and Peace Processes	Nikolas George Emmanuel	AW914教室

<b>木曜日 1 時限 Thursday 1st period ( 9 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0 )</b>		
Peace and Global Citizenship (2 khoma per week: Mon 3rd)	Minoru Koide	AW901 教室

<b>木曜日 2 時限 Thursday 2nd period ( 1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 1 5 )</b>		
International Political Economy	Jonathan Malcolm Luckhurst	AW1002教室

## 国際平和学研究所 修士課程 &lt;春学期&gt;

## Graduate School of International Peace Studies Master's Program &lt;Spring Semester&gt;

科目名 Course title	教員名 Instructor	授業教室 Classroom
<b>木曜日 3 時限 Thursday 3rd period ( 1 3 : 0 5 ~ 1 4 : 3 5 )</b>		
Seminar II (Research Conduct)	Vesselin Ivanov Popovski	研究室
Seminar II (Research Conduct)	Minoru Koide	研究室
Seminar II (Research Conduct)	Tracey Jane Nicholls	研究室
Seminar II (Research Conduct)	Nikolas George Emmanuel	研究室
Seminar II (Research Conduct)	Jonathan Malcolm Luckhurst	研究室

<b>木曜日 4 時限 Thursday 4th period ( 1 4 : 5 0 ~ 1 6 : 2 0 )</b>		
Women's Studies	Tracey Jane Nicholls	AW1002教室

<b>金曜日 2 時限 Friday 2nd period ( 1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 1 5 )</b>		
Public Policy for Global-Regional Development	Jonathan Malcolm Luckhurst	AW914教室

<b>金曜日 3 時限 Friday 3rd period ( 1 3 : 0 5 ~ 1 4 : 3 5 )</b>		
International Relations Theory (2 khoma per week: Tue 3rd)	Vesselin Ivanov Popovski	AW926教室

<b>その他 1 Other 1 (インターンシップ参加前に3時限、参加後に2時限の講義を実施)</b>		
Internship I	Minoru Koide	AW901教室

<b>その他 2 Other 2 (インターンシップ参加前に3時限、参加後に2時限の講義を実施)</b>		
Internship II	Minoru Koide	AW901教室



## 国際平和学研究所 修士課程 &lt;秋学期&gt;

## Graduate School of International Peace Studies Master's Program &lt;Fall Semester&gt;

科目名 Course title	教員名 Instructor	授業教室 Classroom
<b>月曜日 2 時限 Monday 2nd period ( 1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 1 5 )</b>		
Human Security and Human Rights	Vesselin Ivanov Popovski	AW914教室

<b>月曜日 3 時限 Monday 3rd period ( 1 3 : 0 5 ~ 1 4 : 3 5 )</b>		
Seminar III (Master's Thesis)	Vesselin Ivanov Popovski	研究室
Seminar III (Master's Thesis)	Minoru Koide	研究室
Seminar III (Master's Thesis)	Tracey Jane Nicholls	研究室
Seminar III (Master's Thesis)	Nikolas George Emmanuel	研究室
Seminar III (Master's Thesis)	Jonathan Malcolm Luckhurst	研究室

<b>月曜日 4 時限 Monday 4th period ( 1 4 : 5 0 ~ 1 6 : 2 0 )</b>		
Region and Institution Building in the Asia Pacific	Minoru Koide	AW1002教室

<b>火曜日 2 時限 Tuesday 2nd period ( 1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 1 5 )</b>		
Ethnic Conflict and Resolution	Nikolas George Emmanuel	AW914教室

<b>火曜日 3 時限 Tuesday 3rd period ( 1 3 : 0 5 ~ 1 4 : 3 5 )</b>		
Global Justice and Pragmatism	Robert Edward Earl Sinclair	AW927教室

<b>火曜日 4 時限 Tuesday 4th period ( 1 4 : 5 0 ~ 1 6 : 2 0 )</b>		
International History of Imperialism	Ichiro Maekawa	AW901教室

## 国際平和学研究所 修士課程 &lt;秋学期&gt;

## Graduate School of International Peace Studies Master's Program &lt;Fall Semester&gt;

科目名 Course title	教員名 Instructor	授業教室 Classroom
<b>水曜日 2 時限 Wednesday 2nd period ( 1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 1 5 )</b>		
Seminar I (Research Design)	Vesselin Ivanov Popovski	研究室
Seminar I (Research Design)	Minoru Koide	研究室
Seminar I (Research Design)	Tracey Jane Nicholls	研究室
Seminar I (Research Design)	Nikolas George Emmanuel	研究室
Seminar I (Research Design)	Jonathan Malcolm Luckhurst	研究室

<b>木曜日 2 時限 Thursday 2nd period ( 1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 1 5 )</b>		
Globalization and Migration	Johanna Orgiles Zulueta	AW914教室

<b>木曜日 3 時限 Thursday 3rd period ( 1 3 : 0 5 ~ 1 4 : 3 5 )</b>		
Critical Race and Gender Studies	Tracey Jane Nicholls	AW1028教室

<b>金曜日 2 時限 Friday 2nd period ( 1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 1 5 )</b>		
Theory of European Integration	Hartmut Lenz	AW901教室

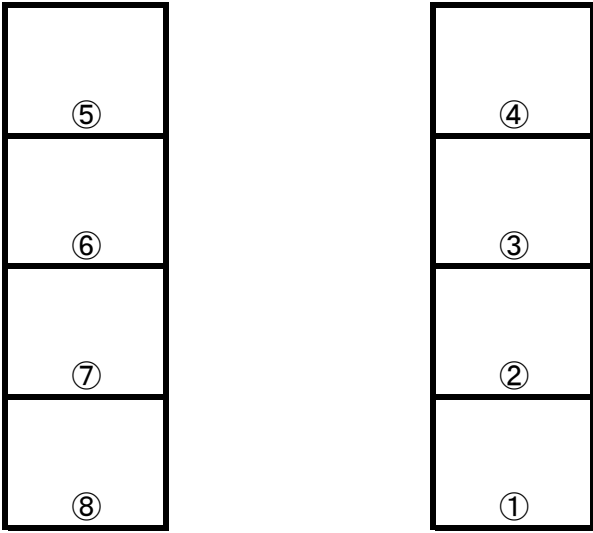
<b>金曜日 3 時限 Friday 3rd period ( 1 3 : 0 5 ~ 1 4 : 3 5 )</b>		
Political Economy of International Trade and Finance	Jonathan Malcolm Luckhurst	AW912教室

<b>その他 1 Other 1 (インターンシップ参加前に3時限、参加後に2時限の講義を実施)</b>		
Internship I	Minoru Koide	AW901教室

<b>その他 2 Other 2 (インターンシップ参加前に3時限、参加後に2時限の講義を実施)</b>		
Internship II	Minoru Koide	AW901教室

J 101

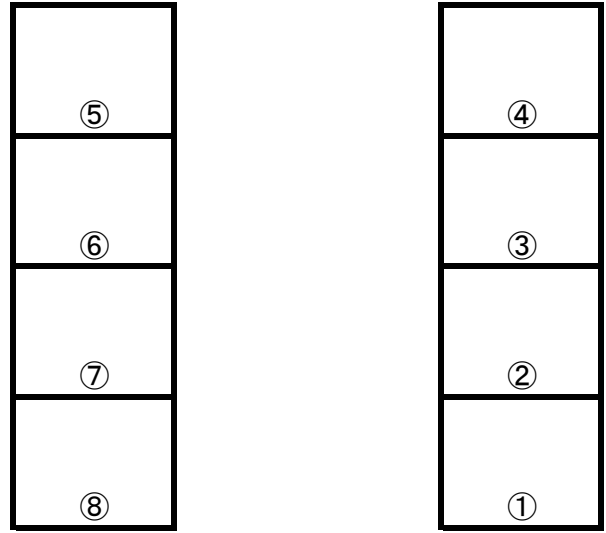
窓



ドア

J 102

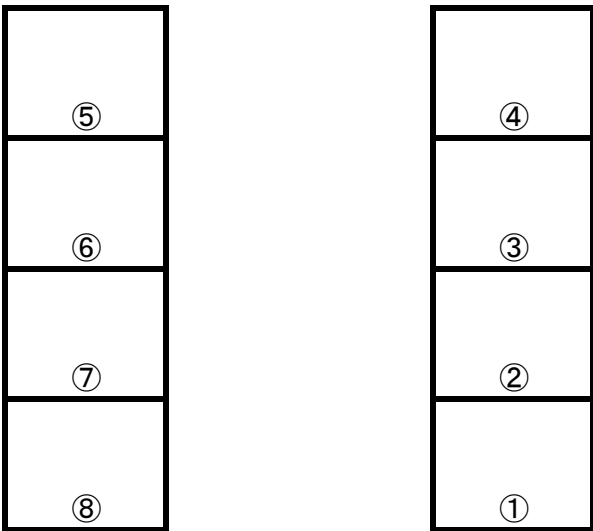
窓



ドア

J 103

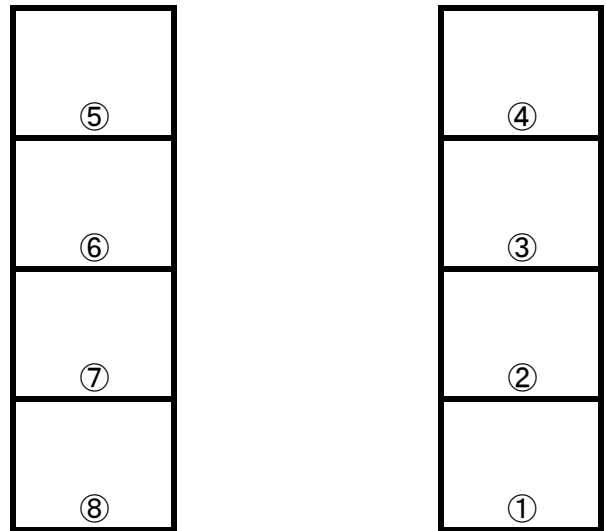
窓



ドア

J 104

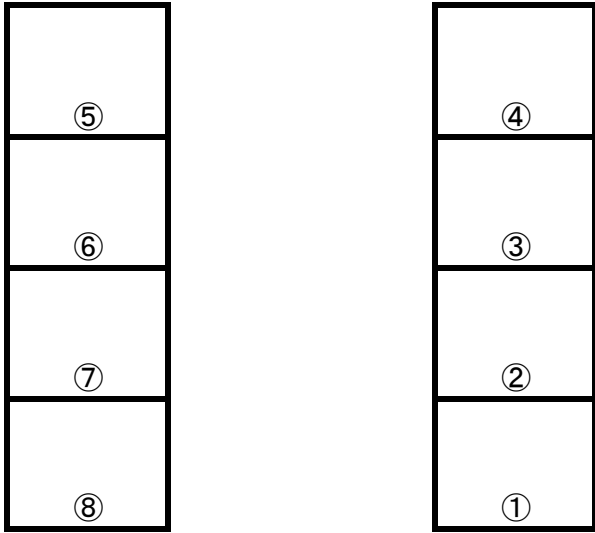
窓



ドア

J 105

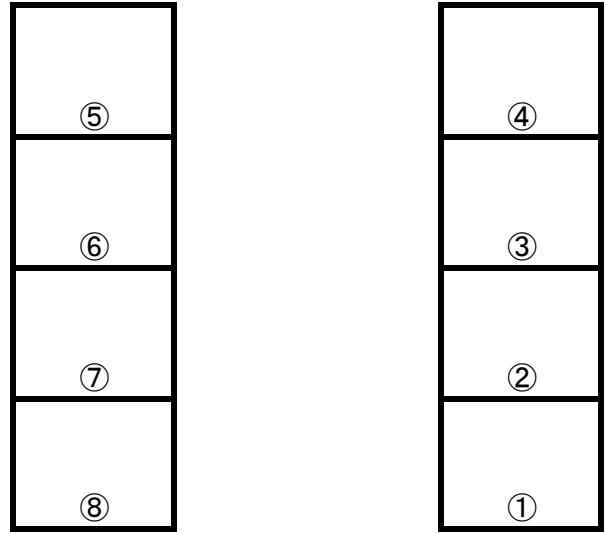
窓



ドア

J 106

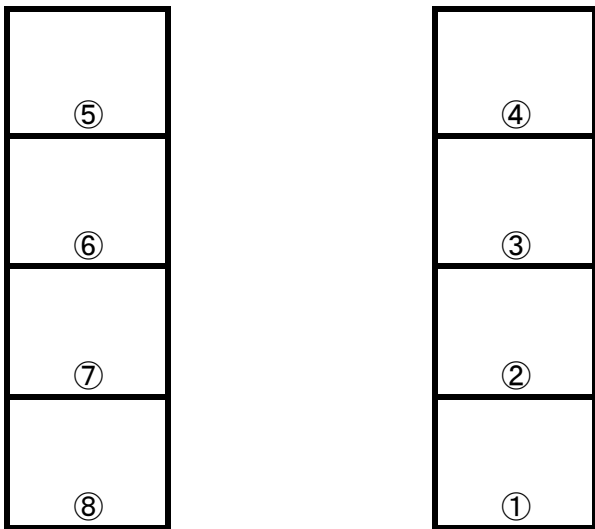
窓



ドア

J 201

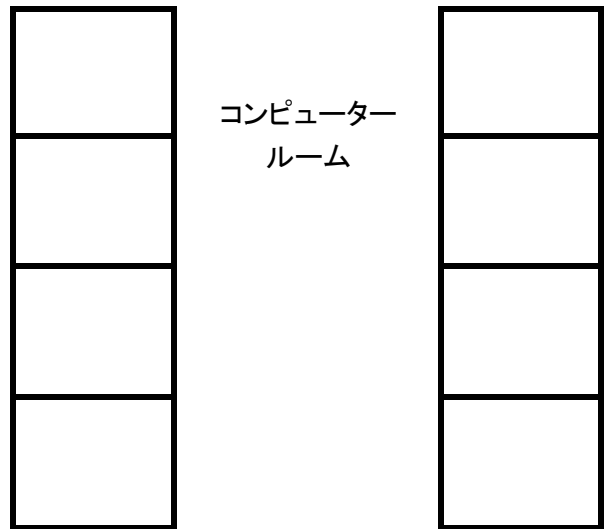
窓



ドア

J 202

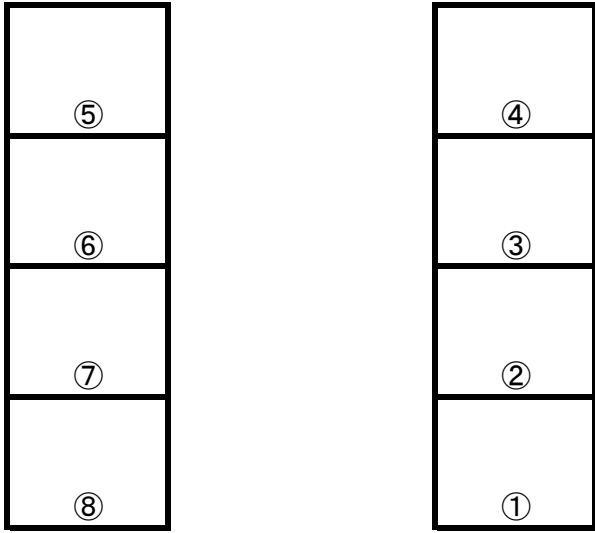
窓



ドア

J 203

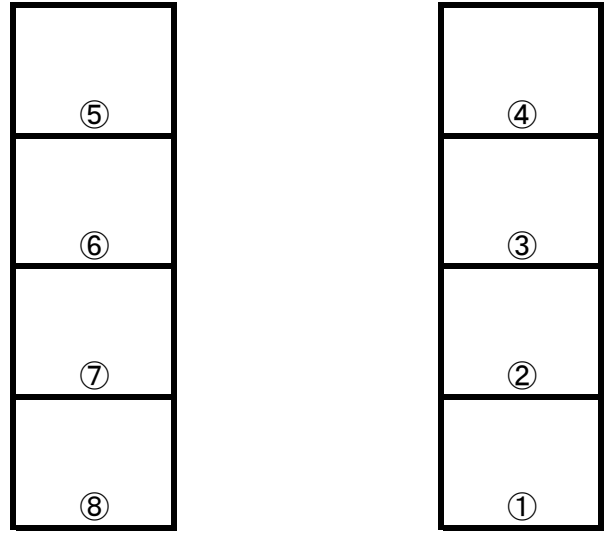
窓



ドア

J 204

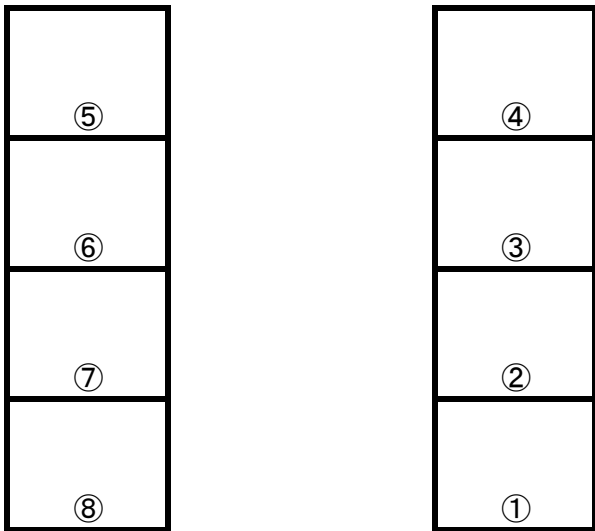
窓



ドア

J 205

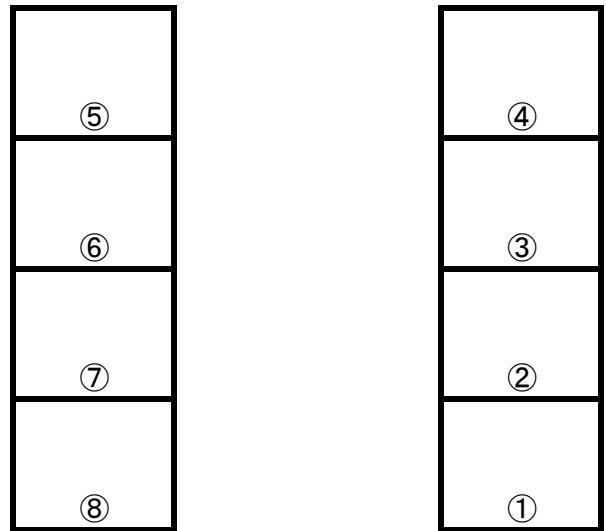
窓



ドア

J 206

窓



ドア



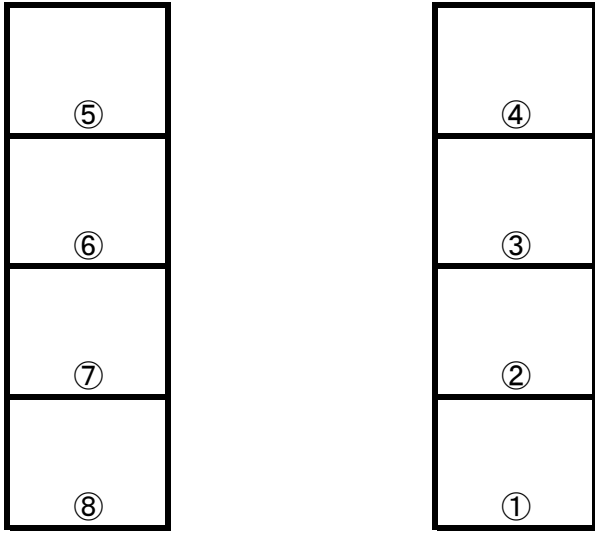






J 207

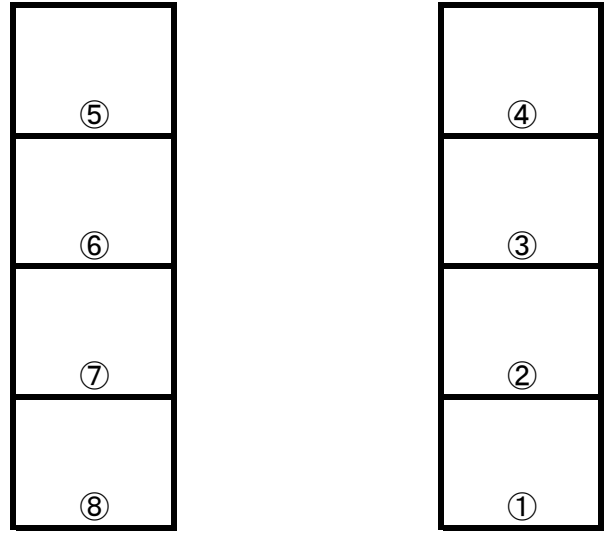
窓



ドア

J 208

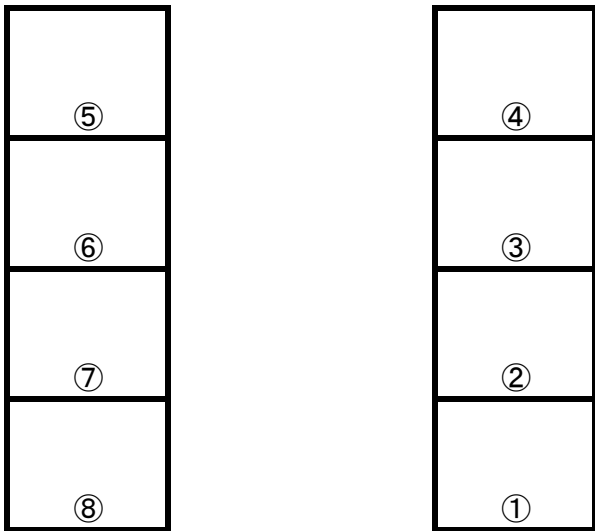
窓



ドア

J 209

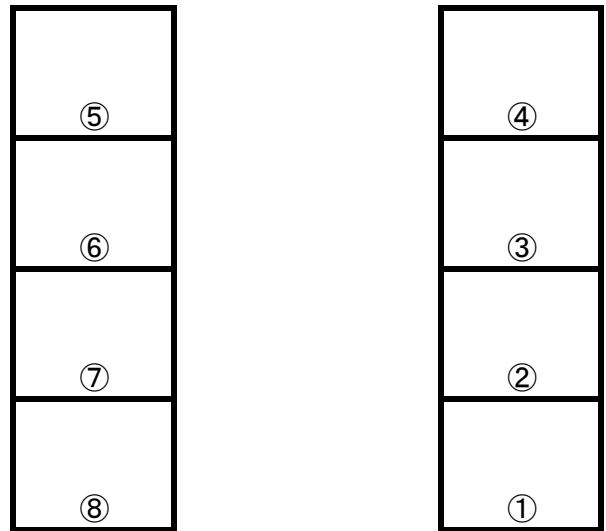
窓



ドア

J 210

窓



ドア

J 301

窓

⑤

⑥

⑦

⑧

④

③

②

①

ドア

J 302

窓

⑤

⑥

⑦

⑧

④

③

②

①

ドア

J 303

窓

⑤

⑥

⑦

⑧

④

③

②

①

ドア

J 304

窓

⑤

⑥

⑦

⑧

④

③

②

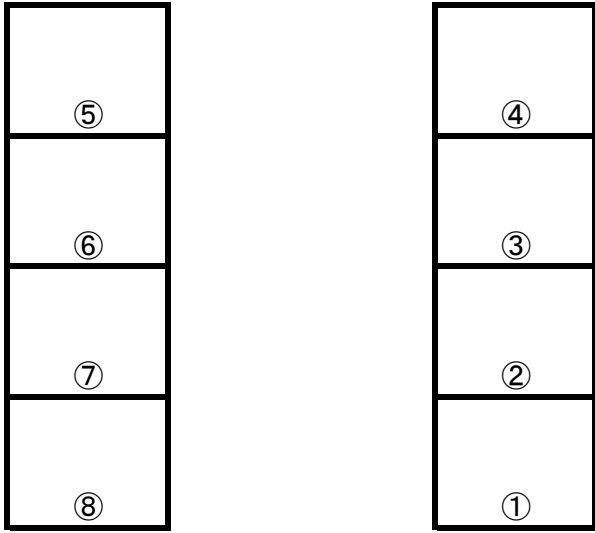
①

ドア



J 305

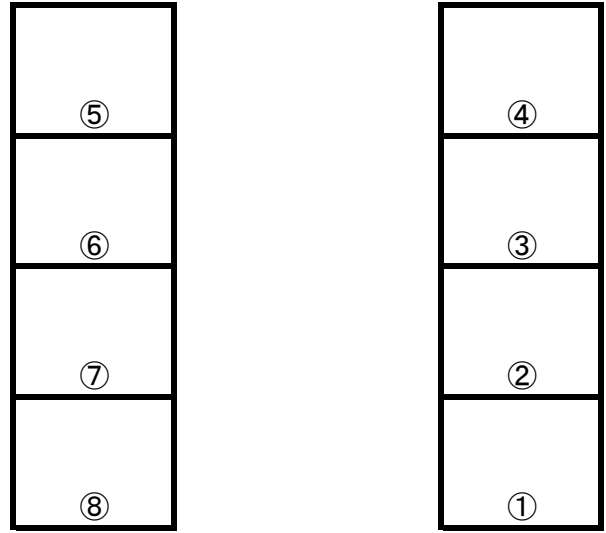
窓



ドア

J 306

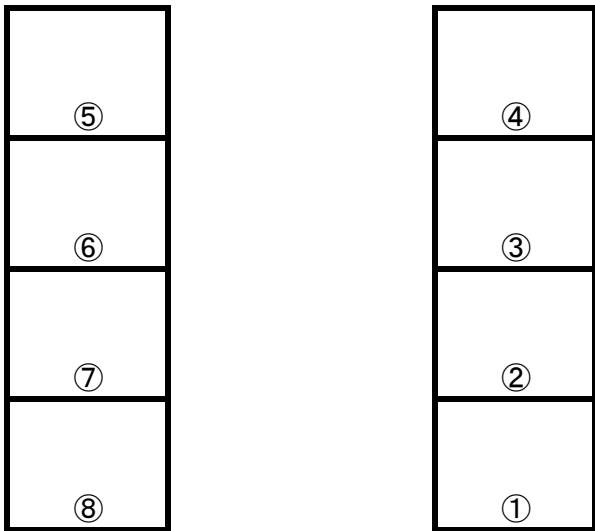
窓



ドア

J 307

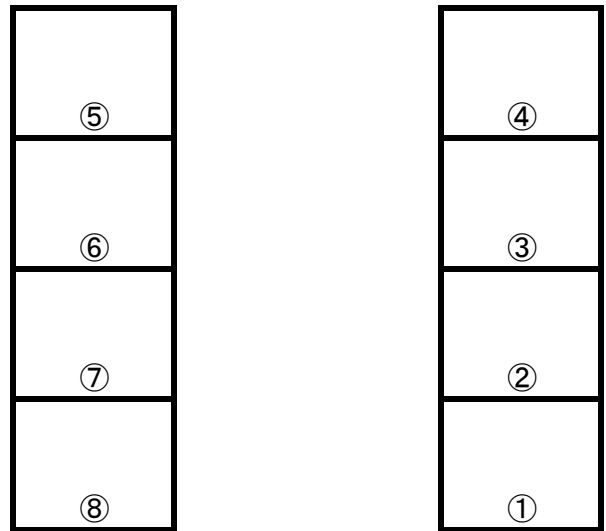
窓



ドア

J 308

窓



ドア







**改正**

平成9年4月1日

平成12年3月27日

平成15年3月27日

平成16年3月29日

平成17年7月16日

平成20年4月1日

平成22年3月27日規程第29号

平成23年3月24日規程第49号

平成25年5月21日規程第5号

平成25年9月4日規程第14号

平成28年3月25日規程第42号

創価大学自己点検・評価実施規程

(目的)

**第1条** この規程は、創価大学学則・創価大学通信教育部学則の各第1条の2並びに創価大学大学院学則第2条に基づき、創価大学の自己点検・評価の実施に関する事項を定める。

(対象)

**第2条** 自己点検・評価の対象は、教育、研究及び管理運営の各分野とする。

2 自己点検・評価の分野・項目等の具体的な内容は、全学自己点検・評価委員会が実施の都度決定する。

(委員会)

**第3条** 自己点検・評価を実施するために全学自己点検・評価委員会を置き、このもとに、大学自己評価委員会及び法人自己評価委員会を置く。

2 大学自己評価委員会のもとに次の分科会を置く。

- (1) 各学部評価分科会
- (2) 学士課程教育機構評価分科会
- (3) 通信教育部評価分科会
- (4) 各研究科評価分科会



- (5) 研究所評価分科会
- (6) 日本語・日本文化教育センター評価分科会
- (7) アドミSSIONズセンター評価分科会
- (8) 学生支援評価分科会

3 法人自己評価委員会のもとに次の分科会を置く。

- (1) 教育研究等環境評価分科会
- (2) 財務評価分科会
- (3) 情報公開評価分科会
- (4) 社会連携・社会貢献評価分科会
- (5) 管理運営評価分科会

4 必要に応じて専門検討部会を設置することができる。

(委員会の構成)

**第4条** 全学自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、副学長、前条第1項の大学自己評価委員会及び法人自己評価委員会の委員長・副委員長並びに同条第2項及び第3項の分科会主査をもって構成する。

2 その他各委員会及び分科会の構成は次の通りとする。

- (1) 大学自己評価委員会 学長を委員長とし、他に副学長、大学事務局長、前条第2項の各分科会の主査
- (2) 各学部評価分科会 各学部長を主査とし、他に各学部の組織規模に応じた若干名の委員及び各学部事務長
- (3) 学士課程教育機構評価分科会 委員長が委嘱する教員を主査とし、他に学士課程教育機構の教職員若干名
- (4) 通信教育部評価分科会 通信教育部長を主査とし、他に通信教育部の委員若干名及び通信教育部事務長
- (5) 各研究科評価分科会 各研究科長を主査とし、他に各研究科の組織規模に応じた若干名の委員、法科大学院・教職大学院各事務長及び委員長が委嘱する職員若干名
- (6) 研究所評価分科会 委員長が委嘱する教員を主査とし、他に各研究所長及び運営委員会委員長
- (7) 日本語・日本文化教育センター評価分科会 日本語・日本文化教育センター長を主査とし、他に若干名の委員及び国際部職員若干名

- (8) アドミッションズセンター評価分科会 アドミッションズセンター長を主査とし、他に委員長が委嘱する教職員若干名
- (9) 学生支援評価分科会 委員長が委嘱する教員を主査とし、他に学生部、教務部、キャリアセンターの教職員若干名
- (10) 法人自己評価委員会 本部事務局長を委員長とし、他に前条第3項の各分科会の主査
- (11) 教育研究等環境評価分科会 委員長が委嘱するものを主査とし、他に教職員職員若干名
- (12) 財務評価分科会 財務部長を主査とし、他に委員長が委嘱する職員若干名
- (13) 情報公開評価分科会 企画室部長を主査とし、他に委員長が委嘱する教職員若干名
- (14) 社会連携・社会貢献評価分科会 総務部長を主査とし、他に委員長が委嘱する教職員若干名
- (15) 管理運営評価分科会 本部事務局長を主査とし、他に委員長が委嘱する職員若干名

3 各委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。

(委員会及び分科会の成立)

**第5条** 各委員会及び分科会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 各委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(任期)

**第6条** 各委員会及び分科会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全学自己点検・評価委員会の任務)

**第7条** 全学自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の実施に関する次の事項について審議する。

- (1) 自己点検・評価の実施組織等の体制
- (2) 自己点検・評価の実施に関する規程の作成、改廃
- (3) 自己点検・評価実施の組織単位
- (4) 自己点検・評価の体系（視点・分野・項目）の設定
- (5) 自己点検・評価の実施重点分野の設定
- (6) 自己点検・評価結果の取り扱い
- (7) 自己点検・評価の実施の周期
- (8) その他必要と認めた事項

2 全学自己点検・評価委員会は自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価結果の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検・評価制度の改善に努める。

3 全学自己点検・評価委員会は、大学自己評価委員会、法人自己評価委員会から提出された報告書に基づき、今後の大学の改善・充実策を検討のうえ、「創価大学自己点検・評価報告書」を作成し、理事長に報告する。

(大学自己評価委員会・法人自己評価委員会の任務)

**第8条** 大学自己評価委員会・法人自己評価委員会は、次の任務を行う。

(1) 自己点検・評価の実施要領の作成

(2) 各分科会との相互の連絡・調整

2 大学自己評価委員会・法人自己評価委員会は各分科会が実施した自己点検・評価結果の報告書を検討のうえ、全学自己点検・評価委員会の長に報告する。

(各分科会の任務)

**第9条** 第4条第2項に定める各分科会は次の任務を行う。

(1) 自己点検・評価項目の小項目等の設定

(2) 各分科会の運営に関する事項

2 各分科会は、第2条2項によって決定した項目について自己点検・評価を行い、それぞれの上部委員会の長に提出する。

(企画調査室の設置・任務)

**第10条** 全学自己点検・評価委員会のもとに企画調査室を設置する。

2 企画調査室に室長（1名）、副室長（3名以内）及び室員（若干名）を置く。

3 企画調査室の室長、副室長及び室員は教職員の中から学長が任命する。

4 企画調査室は、自己点検・評価の実施に関する企画・情報収集・広報・連絡調整及び報告書の作成に必要な事務を担当する。

5 企画調査室は、必要に応じて各委員会・分科会にオブザーバーとして出席することができる。

(結果の公表)

**第11条** 自己点検・評価の結果は、本学ホームページ及び広報誌で公表する。

(結果の活用)

**第12条** 理事長及び学長は、自己点検・評価を実施した結果、改善が必要であると認めた事項について、大学の将来計画において、速やかに有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。

2 各構成員、各機関・部局は、自己点検・評価の結果を積極的に活用して教育研究条件の向上、教育研究組織の充実及び管理運営の改善をはかり、大学の発展に役立てるよう努めるものとする。

3 自己点検・評価の結果について本学教職員以外の者による検証を行うことに努めるものとする。

(規程の改廃)

**第13条** この規程の改廃は、全学自己点検・評価委員会の議を経なければならない。

**附 則**

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則** (平成9年4月1日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則** (平成12年3月27日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成15年3月27日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成16年3月29日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年7月16日)

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

**附 則** (平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月27日規程第29号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年3月24日規程第49号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年5月21日規程第5号)

この規程は、平成25年5月21日から施行する。

**附 則** (平成25年9月4日規程第14号)

この規程は、平成25年9月4日から施行する。

**附 則** (平成28年3月25日規程第42号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 創価大学内部質保証ポリシー

### 全学自己点検・評価委員会

創価大学（以下、本学という）の目的は、創立者池田大作先生が示された建学の精神を基盤として、あらゆる分野で新たな価値を創造していく「創造的人間」を育成することである。この目的を達成するために、教育、研究および社会貢献活動が適切であることを自らの責任で説明・証明する必要がある。

本学は、「創価大学学則」第1条2、「創価大学大学院学則」第2条および「創価大学通信教育学則」第1条2において、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを定めている。また、1993（平成5）年には「創価大学自己点検・評価実施規程」を定め、委員会等実施組織体制を整備し、着実に自己点検・評価活動を進めてきた。

これまでの活動を踏まえ、本学が建学の精神を堅持し、永続的に発展するためには、自己点検・評価活動が円滑に改善・改革につながるよう、恒常的・継続的なプロセス、いわゆる内部質保証システムを構築することが重要であると考える。

については、本学における内部質保証に関する基本姿勢として以下のポリシーを掲げる。

1. 本学は、認証評価を含む自己点検・評価活動をとおり、継続的な諸事業の改善・改革を行い、もって社会に対する質保証の責任を果たす。
2. 本学の自己点検・評価活動は、大学全体、学部・研究科等諸組織で行われるすべての教育・研究活動及び関連する業務をその対象とする。
3. あらゆる活動について、その方針、到達目標を明確にするよう努める。また、方針、到達目標の妥当性を定期的に検証する。
4. 自己点検・評価活動においては、エビデンスを重視する。また、分析のための評価指標の開発に努める。
5. 自己点検・評価活動の客観性、公平性を担保するため、外部評価を積極的に取り入れる。
6. 内部質保証の取り組みを、ステークホルダーに積極的に公表する。

**改正**

平成27年1月31日規程第31号

学校法人創価大学情報公開規程

(目的)

**第1条** 本規程は、学校法人創価大学（以下「本法人」という。）が保有する情報の公開に関し、必要な事項を定めることにより、本法人の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、教育研究の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** 本規程における「公開」とは、本法人が保有する情報を広く社会に公表することをいう。

2 この規程における「本法人」とは、創価大学、創価女子短期大学とする。

(情報の公開)

**第3条** 本法人は、次の各号に定める情報について、ホームページ等を通じて公開する。

- (1) 学校法人及び学校の基本情報
- (2) 財務及び経営に関する情報
- (3) 教育活動に関する情報
- (4) 研究活動に関する情報
- (5) 学生生活・課外活動に関する情報
- (6) 社会貢献・連携活動に関する情報
- (7) 進路・進路支援に関する情報
- (8) 校地・校舎等の施設・設備に関する情報
- (9) 大学評価に関する情報
- (10) コンプライアンスに関する情報
- (11) 学則・諸規程等に関する情報

2 前項の規定にかかわらず、本法人は、公開情報以外の情報についても、必要に応じ公開に努めるものとする。

(情報の管理・公開の義務)

**第4条** 学校法人創価大学事務組織規程に定める事務組織（以下「各事務組織」という。）の部長・事務長・事務部長は、それぞれの所管事務にかかる情報（以下「所管情報」という。）を適正に

管理し、本規程に基づき公開しなければならない。

- 2 前項の部長・事務長・事務部長は各事務組織の情報公開責任者（以下「情報責任者」という。）となる。

（情報の適正管理）

**第5条** 情報責任者及び各部署は、所管情報の漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止のために必要な措置を講じなければならない。

（関係法令等の遵守）

**第6条** 情報責任者は、所管情報の管理・公開において、関係法令、契約による義務及び関連する諸規程等を遵守しなければならない。

（事務）

**第7条** この規程における情報の管理及び公開に関する事務のうち、各部署に関する事項は各部署で処理し、それ以外のホームページ等による公開に関する事務は企画室が行う。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成27年1月31日規程第31号）

この規程は、平成27年1月31日から施行する。

**改正**

平成23年3月24日規程第74号

平成23年9月13日規程第16号

平成25年3月29日規程第18号

平成26年12月20日規程第20号

創価大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

(趣旨)

**第1条** 創価大学大学院学則第14条の規定に基づき、創価大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会を（以下、「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる教員の教育活動等の改善、充実の方策に関する事項を審議する。

- (1) 授業の内容及び方法の改善の方策に関する事項
- (2) 研修会及び講習会に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認めた事項

(構成)

**第3条** 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長の指名する副学長または副学長補
- (2) 各研究科長
- (3) 各研究科委員会から選任された教員各1名
- (4) 教務部長
- (5) 教育・学習支援センター長
- (6) 教務部事務部長
- (7) 学長が委嘱する教職員若干名

2 委員長は、前項第1号の委員をあてる。委員長に支障のあるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、職務上委員となるものを除き2年とする。ただし、再任を妨げない。



2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第5条** 会議は、委員長が必要と認めたとときに召集し、委員長が議長となる。

2 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決定する。

3 議決の際、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(専門委員会)

**第6条** 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員長及び委員は、委員会の議を経て、学長が任命する。

3 専門委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(小委員会)

**第7条** 委員会は、必要に応じて各研究科に小委員会をおくことができる。

2 小委員会の委員は、当該研究科所属の専任教員から選出する。

3 小委員会の委員長は、当該研究科の研究科長とする。ただし、学長が認めたとときは、この限りではない。

(事務)

**第8条** 委員会の事務は、教務課が担当する。

**附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年3月24日規程第74号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年9月13日規程第16号)

この規程は、平成23年9月13日から施行し、平成23年9月1日に遡及して適用する。

**附 則** (平成25年3月29日規程第18号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年12月20日規程第20号)

この規程は、平成26年12月20日から施行する。